令和４年度

第２回秋田地方最低賃金審議会

議事次第及び資料項目

令 和 ４ 年 ８ 月 １ 日 （ 月 ）
秋田合同庁舎　第１会議室（５階）

次　第

１　開　会

２　議　題

（１）生活保護と最低賃金について
　　令和４年度賃金改定状況調査の結果について

（２）賃金実態調査結果について

（３）その他

資　料

１　生活保護と最低賃金との比較関係資料

２　令和４年度賃金改定状況調査結果

３　令和４年度賃金実態調査結果報告（抜粋）

４　秋田地方最低賃金審議会日程（案）

５　秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書（写）

６　秋田弁護士会会長声明（写）

７　秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会委員名簿

生活保護と最低賃金

資料１

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円

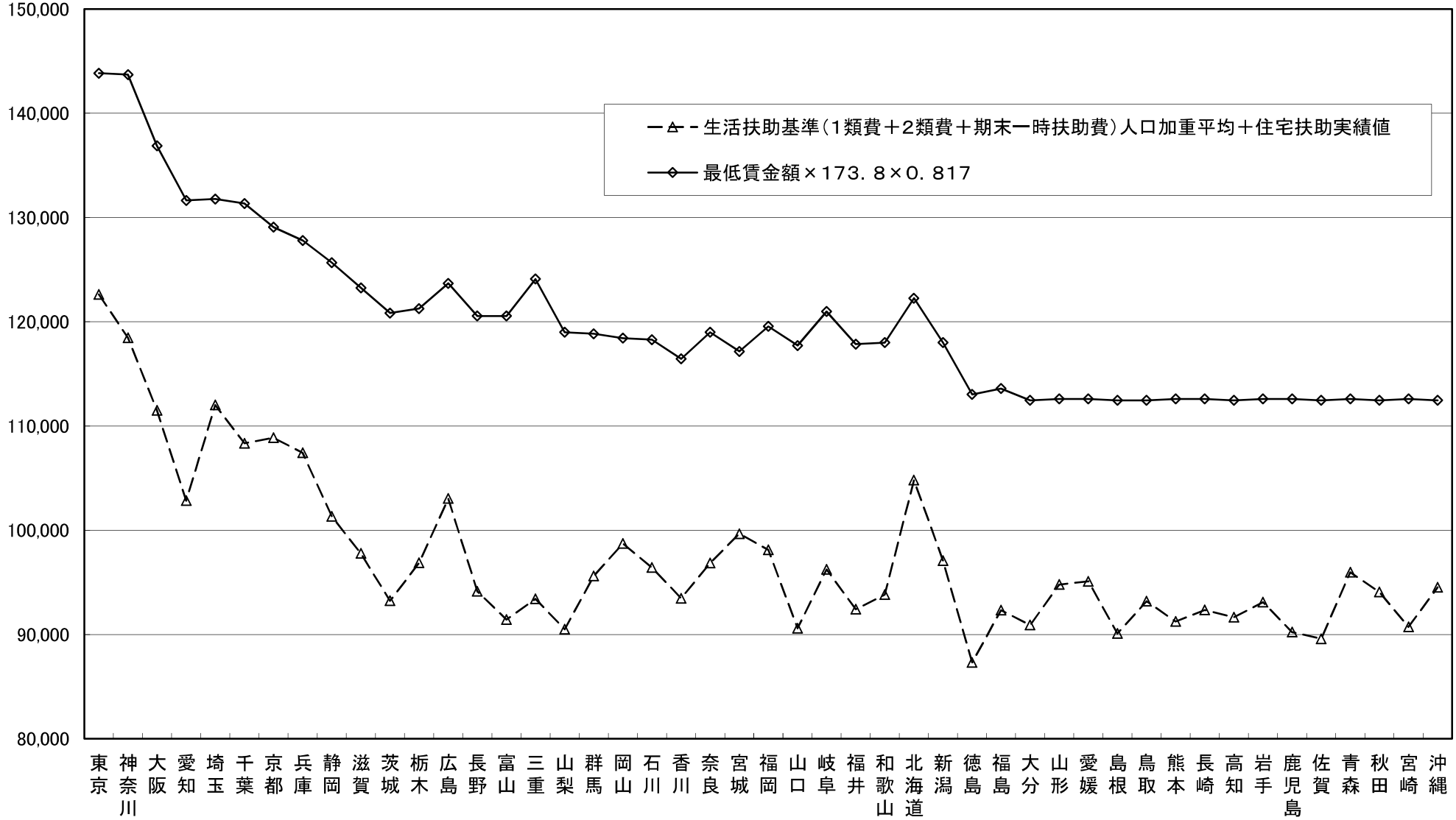

注1）生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。
注2）生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
注3）生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和2年度のものである。ただし、住宅扶助の実績値は令和2年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。
注4）0．817は時間額792円で月173．8時間働いた場合の令和2年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

令和3年度最低賃金
改定額反映版

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円

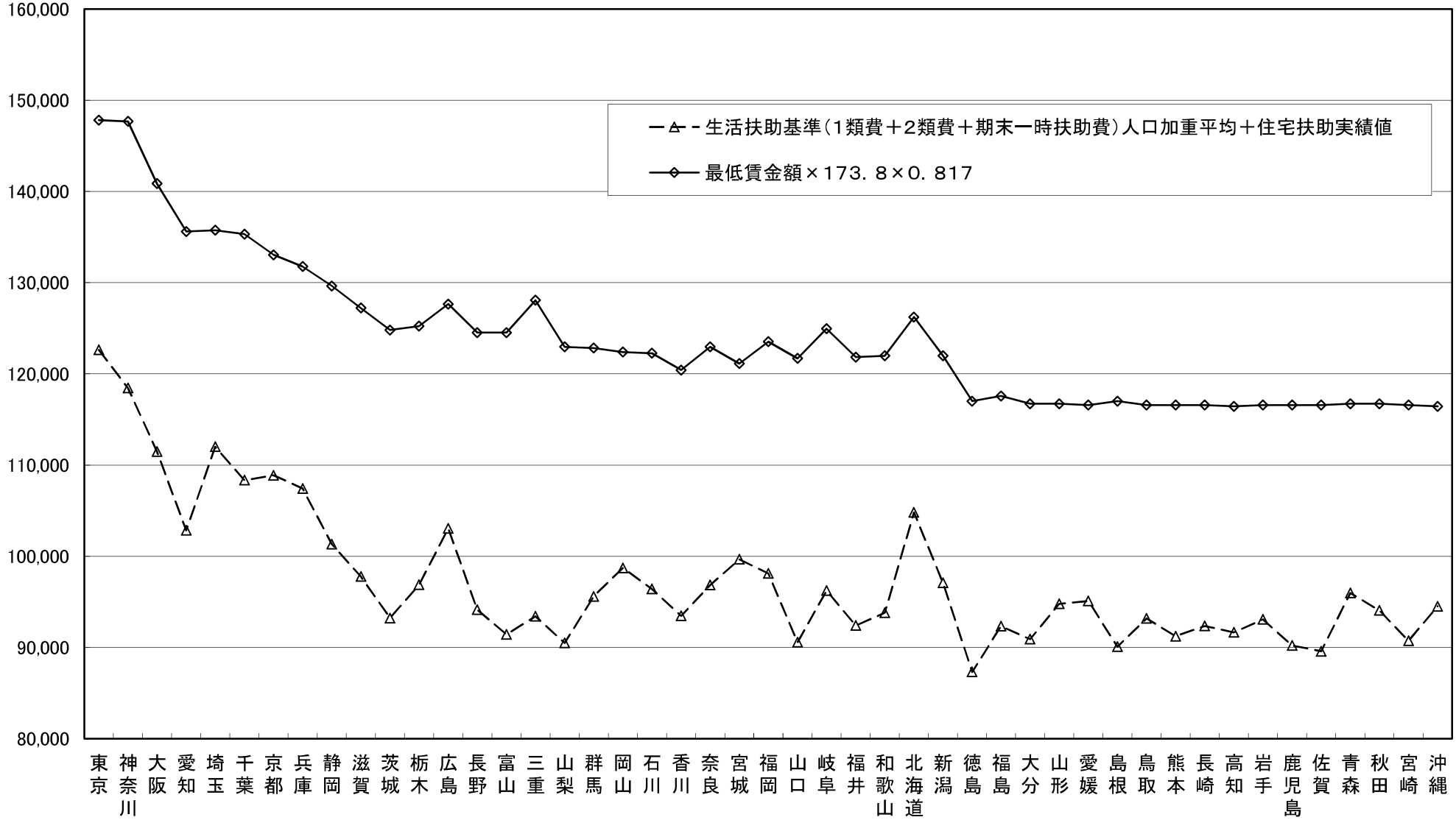

注1）生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。
注2）生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
注3）生活保護のデータは令和2年度（ただし、住宅扶助の実績値は令和2年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。）、最低賃金のデータは令和3年度のもの。
注4）0．817は時間額792円で月173．8時間働いた場合の令和2年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和２年度データに基づく乖離額 （A）	令和３年度地域別最低賃金引上げ額 （B）	最新の乖離額 （C） （＝A－B）	昨年度の目安小委で示した乖離額 （D）	乖離の変動額 （E） （＝C－D）	最低賃金の引上げによる影響額 （e①）	可処分所得比率の変動（0.817→0.817）による影響額 （e②）	生活扶助基準の見直し、国勢調査の更新による影響額 （e③）	住宅扶助実績値の増減による影響額 （e④）
北海道	△123	28	△151	△119	△32	△28	0	△4	0
青森	△117	29	△146	△117	△29	△29	0	0	0
岩手	△137	28	△165	△137	△28	△28	0	0	0
宮城	△123	28	△151	△120	△31	△28	0	△3	0
秋田	△130	30	△160	△129	△30	△30	0	0	0
山形	△125	29	△154	△125	△29	△29	0	0	0
福島	△150	28	△178	△150	△28	△28	0	0	0
茨城	△194	28	△222	△195	△27	△28	0	1	0
栃木	△172	28	△200	△171	△29	△28	0	△1	0
群馬	△164	28	△192	△162	△29	△28	0	△1	0
埼玉	△139	28	△167	△136	△32	△28	0	△4	0
千葉	△162	28	△190	△158	△32	△28	0	△4	0
東京	△149	28	△177	△143	△34	△28	0	△6	0
神奈川	△178	28	△206	△171	△34	△28	0	△6	0
新潟	△147	28	△175	△146	△29	△28	0	△1	0
富山	△205	28	△233	△203	△30	△28	0	△2	0
石川	△154	28	△182	△153	△29	△28	0	△1	0
福井	△179	28	△207	△178	△29	△28	0	△1	0
山梨	△201	28	△229	△201	△28	△28	0	0	0
長野	△186	28	△214	△185	△29	△28	0	△1	0
岐阜	△174	28	△202	△174	△28	△28	0	0	0
静岡	△171	28	△199	△170	△30	△28	0	△2	0
愛知	△203	28	△231	△200	△31	△28	0	△3	0
三重	△216	28	△244	△215	△29	△28	0	△1	0
滋賀	△179	28	△207	△178	△30	△28	0	△2	0
京都	△142	28	△170	△138	△32	△28	0	△4	0
大阪	△179	28	△207	△173	△34	△28	0	△6	0
兵庫	△143	28	△171	△139	△32	△28	0	△4	0
奈良	△156	28	△184	△155	△29	△28	0	△1	0
和歌山	△170	28	△198	△170	△29	△28	0	△1	0
鳥取	△136	29	△165	△135	△30	△29	0	△1	0
島根	△158	32	△190	△157	△33	△32	0	△1	0
岡山	△139	28	△167	△134	△33	△28	0	△5	0
広島	△145	28	△173	△140	△34	△28	0	△6	0
山口	△191	28	△219	△190	△29	△28	0	△1	0
徳島	△181	28	△209	△181	△28	△28	0	0	0
香川	△162	28	△190	△161	△29	△28	0	△1	0
愛媛	△123	28	△151	△123	△28	△28	0	0	0
高知	△147	28	△175	△147	△28	△28	0	0	0
福岡	△151	28	△179	△147	△32	△28	0	△4	0
佐賀	△161	29	△190	△162	△29	△29	0	0	0
長崎	△143	28	△171	△142	△29	△28	0	△1	0
熊本	△150	28	△178	△151	△28	△28	0	0	0
大分	△152	30	△182	△151	△31	△30	0	△1	0
宮崎	△154	28	△182	△154	△28	△28	0	0	0
鹿児島	△158	28	△186	△157	△29	△28	0	△1	0
沖縄	△126	28	△154	△126	△28	△28	0	0	0

※１　最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙１「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
※２　生活保護のデータのうち、住宅扶助の実績値は令和２年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。
※３　最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE＝ｅ①＋ｅ②＋ｅ③＋e④とならない。

生活保護と最低賃金の比較について（令和４年度）

秋田労働局賃金室

Ⅰ　前　　提

○　若年単身　→　生活保護基準では 18～19 歳・単身世帯

○　冬季加算地区　→　Ⅰ区

○　県内級地別人口　→　２級地－１：　307,672 人（秋田市）

３級地－１：　453,457 人（能代市など８市）

３級地－２：　198,373 人（潟上市など 16 市町村）

計　959,502 人

※令和２年国勢調査による市町村別の人口

Ⅱ　生活保護（令和２年度）

（１）生活扶助基準

①　第１類費及び第２類費　基準額

２級地－１　　３級地－１　　３級地－２

（71,460 円×307,672 人＋68,430 円×453,457 人＋66,940 円×198,373 人）÷959,502 人

＝69,093.54 円（１円未満第３位以下切捨て）

②　第２類費　冬季加算（1 か月平均）

級地別の冬季加算（1 か月平均）

秋田県：（Ⅰ区・１人）　12,780 円×7÷12＝7,455.00 円（１円未満第３位以下切捨て）

③　期末一時扶助費（1 か月平均）

級地別の期末一時扶助費（1 か月平均）

２級地－１：　12,880 円×１÷12＝1,073.33 円

３級地－１：　11,610 円×１÷12＝　967.50 円

３級地－２：　10,970 円×１÷12＝　914.16 円

（1,073.33 円×307,672 人＋967.50 円×453,457 人＋914.16 円×198,373 人）÷959,502 人

＝990.40 円（１円未満第３位以下切捨て）

生活扶助基準（１類費及び２類費＋２類費（冬季加算込み）＋期末一時扶助費）

＝①＋②＋③

＝69,093.54 円＋7,455.00 円＋990.40 円＝***77,538.94 円***（１円未満第３位以下切捨て）

（２）住宅扶助実績値（元年度）

被保護世帯数　→　秋田市：　3,519 世帯
秋田県（秋田市を除く）：　5,502 世帯
計　9,021 世帯
住宅扶助実績値　→　秋田市：　21,883.9 円
秋田県（秋田市を除く）：　13,085.5 円
※2019 年被保護者調査年次調査（個別調査）第 3-10 表により示される秋田市、秋田県の単身被保護世帯数及び同世帯１世帯当たり住宅扶助の値。

（21,883.9 円×3,519 世帯＋13,085.5 円×5,502 世帯）÷9,021 世帯
＝***16,517.66 円***（１円未満第３位以下切捨て）

（３）生活扶助基準＋住宅扶助実績

以上（１）、（２）より、

生活扶助基準＋住宅扶助実績値＝77,538.94＋16,517.66＝***94,057 円***（１円未満四捨五入）

Ⅲ　最低賃金との比較

時給 792 円（令和２年秋田県最低賃金額）で月 173.8 時間（週 40 時間）働いた場合の１か月の収入（手取額）は、

792 円×173.8 時間×0.817＝***112,460 円***（１円未満四捨五入）

※0.817 は、時間額 792 円で月 173.8 時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

したがって、令和２年度データに基づく生活保護と最低賃金の差額は

生活保護－最低賃金（手取額）＝94,057－112,460＝▲18,403 円

であり、この差額を 173.8 時間で割って１時間あたりとして、0.817 で割って手取額から額面に換算すると

▲18,403÷173.8÷0.817＝***▲130 円***（１円未満四捨五入）

となり、130 円最低賃金が生活保護の水準を上回っている。

令和２年度の地域別最低賃金引上げ額 30 円を足すと、

130＋30＝160 円

となり、令和３年地域別最低賃金引上げ後は、１６０円最低賃金が生活保護を上回っている。

資料２

令和４年賃金改定状況調査結果

＜調査の概要＞

１．調査の地域　全国

２．調 査 産 業　日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業
（ア）製造業
（イ）卸売業，小売業
（ウ）学術研究，専門・技術サービス業
（エ）宿泊業，飲食サービス業
（オ）生活関連サービス業，娯楽業
（カ）医療，福祉
（キ）サービス業（他に分類されないもの）

３．調査事業所
（１）数　15,861 事業所
（２）選定の方法
事業所母集団データベース（令和２年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において１人１時間あたり賃金額の標準誤差率が 1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。
※　産業は上記２に掲げる７つの産業で、事業所規模は１～９人と 10～29 人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,251	1,395	26.6%
B ランク	3,844	1,154	30.0%
C ランク	3,633	1,150	31.7%
D ランク	3,133	1,039	33.2%
合計	15,861	4,738	29.9%

４．集計労働者　30,533 人

５．調 査 事 項〔基準となる期日又は期間〕
（１）事業所に関する事項
イ　主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和４年６月１日現在〕
ロ　事業所の労働者数〔令和４年６月１日現在〕
ハ　事業所の月間所定労働日数、通常労働日の１日の所定労働時間数〔令和４年６月分〕
ニ　事業所の年間所定労働日数〔令和２年度分、令和３年度分〕
ホ　賃金改定の状況〔令和４年１月～６月〕
（２）労働者に関する事項
イ　性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和４年６月１日現在〕
ロ　賃金形態〔令和３年６月分、令和４年６月分〕
ハ　基本給額、諸手当〔令和３年６月分、令和４年６月分（見込額）〕
ニ　月間所定労働日数、１日の所定労働時間数〔令和３年６月分、令和４年６月分〕

６．利用上の注意

（１）集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。

（２）集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。

（３）集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。

（４）各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第１表　賃金改定実施状況別事業所割合

（%）

ランク	産業計					製造業					卸売業，小売業					学術研究，専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	36.8	2.0	45.7	15.5	100.0	30.4	3.1	50.2	16.3	100.0	35.9	2.7	47.8	13.6	100.0	41.3	1.1	38.8	18.8
B	100.0	34.7	0.5	50.4	14.5	100.0	37.3	0.5	45.6	16.6	100.0	27.7	0.3	57.3	14.7	100.0	35.8	0.9	47.1	16.2
C	100.0	37.7	1.1	45.9	15.2	100.0	37.4	0.8	45.1	16.8	100.0	32.1	1.3	50.3	16.2	100.0	49.4	0.0	41.7	8.9
D	100.0	39.2	1.2	45.7	13.9	100.0	42.7	0.0	41.8	15.5	100.0	33.5	2.0	49.7	14.9	100.0	51.3	0.0	37.3	11.4
計	100.0	36.9	1.3	46.8	15.0	100.0	35.1	1.6	46.9	16.4	100.0	32.7	1.7	50.8	14.7	100.0	43.2	0.7	40.8	15.3
R3年	100.0	36.3	1.5	48.8	13.5	100.0	33.3	0.7	51.8	14.2	100.0	38.8	1.2	44.6	15.4	100.0	43.2	1.9	43.8	11.1

ランク	宿泊業，飲食サービス業					生活関連サービス業，娯楽業					医療，福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	30.7	0.9	48.3	20.2	100.0	24.3	1.1	54.0	20.7	100.0	59.7	1.2	28.9	10.2	100.0	36.9	2.6	49.9	10.7
B	100.0	25.5	0.8	57.6	16.1	100.0	24.1	1.2	59.7	15.0	100.0	63.0	0.0	28.1	8.9	100.0	42.6	0.0	44.9	12.6
C	100.0	27.7	0.0	53.2	19.1	100.0	24.9	2.5	55.6	17.0	100.0	69.3	0.5	19.8	10.4	100.0	39.9	2.7	46.0	11.5
D	100.0	29.4	0.6	54.1	15.9	100.0	30.9	0.6	56.1	12.4	100.0	64.1	0.6	22.8	12.5	100.0	41.6	2.4	45.8	10.2
計	100.0	28.6	0.6	52.4	18.3	100.0	25.4	1.4	55.9	17.3	100.0	63.2	0.7	25.8	10.3	100.0	39.8	2.0	47.0	11.2
R3年	100.0	23.8	1.6	61.6	12.9	100.0	19.7	4.2	61.7	14.3	100.0	59.8	0.8	28.5	10.8	100.0	33.3	1.3	53.3	12.1

第２表　事業所の平均賃金改定率

（%）

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）
A	3.7	3.3	3.3	4.5	5.1	3.8	3.2	3.1	−15.5	−9.0	−12.7	−16.3	−19.6	−16.7	−45.8	−15.4	1.0	0.7	0.9	1.7	1.4	0.7	1.4	0.7
B	3.1	3.0	3.2	3.3	3.7	3.3	2.6	3.3	−14.7	−2.0	−8.5	−11.6	−30.0	−15.0			1.0	1.1	0.8	1.1	0.7	0.6	1.7	1.4
C	3.5	3.7	3.0	4.1	4.2	2.3	3.2	4.4	−10.8	−6.5	−5.8			−21.9	−18.6	−9.4	1.2	1.3	0.9	2.0	1.2	0.0	2.1	1.5
D	3.9	4.6	3.0	3.4	4.9	7.4	3.0	4.2	−23.0		−15.6		−50.0	−21.5	−13.8	−35.0	1.3	2.0	0.7	1.7	1.1	2.2	1.9	0.9
計	3.5	3.5	3.2	4.0	4.6	4.0	3.1	3.7	−15.6	−8.2	−11.8	−15.1	−27.6	−18.9	−36.7	−17.5	1.1	1.1	0.8	1.6	1.1	0.8	1.7	1.1
R3年	3.0	3.1	2.7	4.4	2.8	2.5	2.8	3.1	−14.0	−14.9	−21.1	−5.1	−14.7	−10.2	−23.9	−4.1	0.9	0.9	0.8	1.8	0.4	0.0	1.5	1.0

（注）空欄は該当する数値がないことを示す。

第３表　事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業			
	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数
A	1.3%	2.5%	4.5%	0.64	1.4%	2.3%	4.0%	0.57	1.5%	2.2%	3.6%	0.48	1.5%	3.0%	4.3%	0.47
B	1.0	2.0	4.1	0.78	1.1	2.0	4.0	0.73	1.0	1.9	4.2	0.84	1.4	2.3	3.6	0.48
C	1.0	2.1	4.0	0.71	1.5	2.6	4.0	0.48	1.0	2.0	3.2	0.55	1.2	2.9	4.4	0.55
D	1.0	2.0	3.9	0.73	1.2	2.0	5.8	1.15	1.0	1.7	3.5	0.74	1.0	1.5	3.5	0.83
計	1.1	2.1	4.2	0.74	1.3	2.2	4.0	0.61	1.0	2.0	3.5	0.63	1.3	2.6	4.2	0.56
R3年	1.0	1.7	3.0	0.59	1.0	1.8	3.4	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.3	2.1	5.0	0.88

ランク	宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数
A	2.0%	4.0%	7.8%	0.73	1.8%	3.0%	5.0%	0.53	1.0%	2.0%	4.0%	0.75	1.0%	2.0%	3.7%	0.68
B	1.1	2.5	5.0	0.78	1.1	2.1	5.5	1.05	1.0	1.6	3.2	0.69	1.0	2.0	4.1	0.78
C	1.0	2.7	5.3	0.80	1.0	2.0	3.0	0.50	0.9	1.6	4.0	0.97	1.0	2.6	5.0	0.77
D	1.0	2.4	4.6	0.75	1.4	4.7	5.8	0.47	1.0	2.0	3.5	0.63	1.4	2.5	4.5	0.62
計	1.2	3.1	5.3	0.66	1.2	3.0	5.0	0.63	1.0	1.9	3.6	0.68	1.1	2.1	4.2	0.74
R3年	0.9	1.3	3.0	0.81	0.7	1.4	3.0	0.82	1.0	1.5	3.0	0.67	1.0	1.6	3.0	0.63

（注）１　特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

２　分散係数 $= \dfrac{\text{第３・四分位数（Ｑ３）} - \text{第１・四分位数（Ｑ１）}}{\text{中位数（Ｑ２）}} \times 1/2$

第４表①　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

（円、％）

性	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年
男女計	A	1,521	1,543	1.4	0.5	1,583	1,610	1.7	1.4	1,544	1,559	1.0	0.5	1,863	1,897	1.8	−1.1	1,247	1,268	1.7	−0.3	1,332	1,349	1.3	0.6	1,488	1,517	1.9	1.3	1,690	1,712	1.3	1.3
	B	1,348	1,365	1.3	0.1	1,443	1,465	1.5	0.0	1,310	1,322	0.9	0.0	1,487	1,509	1.5	−1.0	1,100	1,110	0.9	0.7	1,132	1,125	−0.6	−0.2	1,514	1,546	2.1	0.4	1,420	1,437	1.2	−0.1
	C	1,257	1,277	1.6	0.5	1,264	1,284	1.6	1.4	1,286	1,307	1.6	0.2	1,463	1,477	1.0	1.1	1,023	1,031	0.8	0.5	1,125	1,145	1.8	−0.4	1,331	1,356	1.9	0.8	1,367	1,382	1.1	−0.3
	D	1,202	1,225	1.9	0.3	1,267	1,284	1.3	0.9	1,200	1,221	1.8	0.6	1,518	1,528	0.7	0.5	974	995	2.2	−0.3	1,178	1,181	0.3	−1.1	1,226	1,264	3.1	0.3	1,273	1,296	1.8	0.7
	計	1,371	1,392	1.5	0.4	1,431	1,454	1.6	1.0	1,374	1,391	1.2	0.4	1,666	1,691	1.5	−0.5	1,116	1,133	1.5	0.1	1,218	1,228	0.8	0.0	1,412	1,443	2.2	0.8	1,487	1,507	1.3	0.6
男	A	1,746	1,768	1.3	0.8	1,807	1,830	1.3	1.1	1,746	1,760	0.8	0.9	2,039	2,069	1.5	−1.1	1,355	1,368	1.0	−0.7	1,502	1,544	2.8	1.7	1,790	1,817	1.5	2.7	1,869	1,898	1.6	1.5
	B	1,548	1,558	0.6	−0.3	1,597	1,618	1.3	0.1	1,511	1,514	0.2	−0.4	1,769	1,800	1.8	−1.1	1,276	1,292	1.3	1.2	1,301	1,279	−1.7	−3.8	1,856	1,873	0.9	−0.1	1,559	1,565	0.4	−0.5
	C	1,444	1,456	0.8	0.2	1,456	1,468	0.8	1.0	1,471	1,489	1.2	0.3	1,728	1,725	−0.2	0.7	1,131	1,134	0.3	0.3	1,206	1,207	0.1	0.7	1,567	1,595	1.8	0.1	1,512	1,515	0.2	−0.3
	D	1,382	1,400	1.3	0.2	1,424	1,434	0.7	0.5	1,360	1,373	1.0	0.9	1,716	1,739	1.3	0.6	1,136	1,177	3.6	−1.1	1,287	1,298	0.9	−1.8	1,471	1,489	1.2	0.1	1,398	1,428	2.1	0.1
	計	1,578	1,594	1.0	0.4	1,624	1,643	1.2	0.8	1,569	1,581	0.8	0.5	1,880	1,903	1.2	−0.5	1,256	1,272	1.3	−0.2	1,360	1,375	1.1	−0.3	1,713	1,737	1.4	1.3	1,641	1,659	1.1	0.4
女	A	1,351	1,375	1.8	0.4	1,204	1,241	3.1	2.0	1,345	1,363	1.3	0.2	1,703	1,741	2.2	−0.7	1,192	1,216	2.0	−0.1	1,242	1,249	0.6	0.0	1,447	1,476	2.0	0.8	1,424	1,440	1.1	1.0
	B	1,199	1,221	1.8	0.5	1,152	1,183	2.7	0.8	1,145	1,162	1.5	0.5	1,248	1,265	1.4	−0.2	1,028	1,034	0.6	0.6	1,067	1,063	−0.4	2.2	1,448	1,485	2.6	0.5	1,221	1,256	2.9	0.7
	C	1,128	1,151	2.0	0.6	1,013	1,041	2.8	1.2	1,125	1,148	2.0	0.4	1,224	1,249	2.0	2.7	976	988	1.2	0.4	1,088	1,116	2.6	−1.1	1,296	1,322	2.0	0.8	1,122	1,148	2.3	−0.2
	D	1,077	1,102	2.3	0.6	1,000	1,026	2.6	1.4	1,054	1,082	2.7	0.4	1,269	1,270	0.1	1.6	916	930	1.5	0.1	1,091	1,076	−1.4	0.2	1,200	1,239	3.3	0.3	1,102	1,119	1.5	2.5
	計	1,220	1,244	2.0	0.5	1,115	1,146	2.8	1.4	1,197	1,218	1.8	0.3	1,466	1,493	1.8	0.2	1,055	1,071	1.5	0.2	1,145	1,151	0.5	0.3	1,369	1,400	2.3	0.7	1,257	1,279	1.8	0.9

第４表②　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

（円、%）

就業形態	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年
一般パート計	A	1,521	1,543	1.4	0.5	1,583	1,610	1.7	1.4	1,544	1,559	1.0	0.5	1,863	1,897	1.8	-1.1	1,247	1,268	1.7	-0.3	1,332	1,349	1.3	0.6	1,488	1,517	1.9	1.3	1,690	1,712	1.3	1.3
	B	1,348	1,365	1.3	0.1	1,443	1,465	1.5	0.0	1,310	1,322	0.9	0.0	1,487	1,509	1.5	-1.0	1,100	1,110	0.9	0.7	1,132	1,125	-0.6	-0.2	1,514	1,546	2.1	0.4	1,420	1,437	1.2	-0.1
	C	1,257	1,277	1.6	0.5	1,264	1,284	1.6	1.4	1,286	1,307	1.6	0.2	1,463	1,477	1.0	1.1	1,023	1,031	0.8	0.5	1,125	1,145	1.8	-0.4	1,331	1,356	1.9	0.8	1,367	1,382	1.1	-0.3
	D	1,202	1,225	1.9	0.3	1,267	1,284	1.3	0.9	1,200	1,221	1.8	0.6	1,518	1,528	0.7	0.5	974	995	2.2	-0.3	1,178	1,181	0.3	-1.1	1,226	1,264	3.1	0.3	1,273	1,296	1.8	0.7
	計	1,371	1,392	1.5	0.4	1,431	1,454	1.6	1.0	1,374	1,391	1.2	0.4	1,666	1,691	1.5	-0.5	1,116	1,133	1.5	0.1	1,218	1,228	0.8	0.0	1,412	1,443	2.2	0.8	1,487	1,507	1.3	0.6
一般	A	1,738	1,761	1.3	0.7	1,742	1,769	1.5	1.3	1,786	1,799	0.7	0.7	1,940	1,975	1.8	-0.8	1,527	1,548	1.4	-1.7	1,512	1,533	1.4	1.4	1,584	1,612	1.8	1.8	1,870	1,889	1.0	1.5
	B	1,536	1,557	1.4	-0.1	1,549	1,573	1.5	0.0	1,525	1,535	0.7	-0.1	1,595	1,627	2.0	-1.0	1,370	1,385	1.1	0.9	1,288	1,278	-0.8	-0.5	1,642	1,683	2.5	0.9	1,544	1,554	0.6	-0.9
	C	1,420	1,441	1.5	0.4	1,357	1,378	1.5	1.5	1,480	1,502	1.5	0.0	1,563	1,579	1.0	1.3	1,257	1,251	-0.5	1.4	1,264	1,296	2.5	0.1	1,419	1,451	2.3	0.7	1,478	1,489	0.7	-0.7
	D	1,324	1,351	2.0	0.5	1,342	1,362	1.5	1.2	1,336	1,361	1.9	0.6	1,591	1,603	0.8	0.7	1,117	1,167	4.5	-0.5	1,252	1,263	0.9	0.1	1,300	1,339	3.0	0.9	1,335	1,354	1.4	0.4
	計	1,548	1,571	1.5	0.5	1,547	1,570	1.5	1.0	1,580	1,597	1.1	0.4	1,758	1,787	1.6	-0.3	1,353	1,372	1.4	-0.1	1,369	1,384	1.1	0.6	1,496	1,531	2.3	1.2	1,613	1,629	1.0	0.3
パート	A	1,223	1,245	1.8	0.3	1,139	1,165	2.3	2.4	1,178	1,195	1.4	0.2	1,461	1,491	2.1	-3.8	1,146	1,169	2.0	0.2	1,080	1,093	1.2	-0.4	1,408	1,439	2.2	0.7	1,241	1,268	2.2	0.2
	B	1,072	1,085	1.2	0.4	1,071	1,090	1.8	0.3	1,032	1,046	1.4	0.2	1,173	1,172	-0.1	-0.7	999	1,008	0.9	0.6	999	993	-0.6	0.3	1,287	1,302	1.2	-0.2	1,128	1,165	3.3	2.3
	C	1,007	1,024	1.7	0.4	974	994	2.1	1.0	997	1,018	2.1	0.7	1,055	1,065	0.9	0.1	949	962	1.4	-0.2	960	965	0.5	-1.0	1,167	1,180	1.1	1.0	1,030	1,060	2.9	2.2
	D	974	989	1.5	-0.2	986	994	0.8	-1.5	969	984	1.5	0.7	1,064	1,071	0.7	-0.4	903	909	0.7	-0.1	1,033	1,019	-1.4	-3.4	1,053	1,088	3.3	-1.2	1,032	1,068	3.5	2.6
	計	1,106	1,123	1.5	0.2	1,066	1,088	2.1	1.1	1,069	1,085	1.5	0.4	1,257	1,265	0.6	-1.7	1,028	1,043	1.5	0.2	1,025	1,028	0.3	-0.8	1,298	1,319	1.6	0.3	1,140	1,171	2.7	0.8

第４表③　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和３年６月と令和４年６月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

（円、%）

性	就業形態	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
	ランク	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年
計	A	1,532	1,562	2.0	1.2	1,588	1,623	2.2	1.6	1,557	1,590	2.1	0.9	1,869	1,910	2.2	1.8	1,260	1,286	2.1	0.6	1,343	1,369	1.9	0.9	1,495	1,528	2.2	1.6	1,718	1,729	0.6	1.8
	B	1,351	1,378	2.0	1.1	1,452	1,482	2.1	1.0	1,317	1,339	1.7	1.0	1,492	1,520	1.9	-0.1	1,096	1,115	1.7	1.7	1,123	1,143	1.8	0.3	1,523	1,564	2.7	1.4	1,408	1,433	1.8	1.1
	C	1,268	1,293	2.0	1.0	1,268	1,293	2.0	1.6	1,307	1,335	2.1	1.0	1,469	1,504	2.4	1.2	1,026	1,034	0.8	0.9	1,137	1,160	2.0	0.5	1,341	1,372	2.3	1.3	1,372	1,401	2.1	0.4
	D	1,208	1,237	2.4	1.2	1,273	1,303	2.4	1.3	1,209	1,230	1.7	1.4	1,521	1,555	2.2	1.0	974	1,000	2.7	0.7	1,178	1,189	0.9	0.2	1,235	1,282	3.8	1.2	1,280	1,316	2.8	1.7
	計	1,379	1,408	2.1	1.1	1,437	1,467	2.1	1.4	1,387	1,415	2.0	1.0	1,672	1,708	2.2	1.2	1,122	1,142	1.8	0.9	1,223	1,244	1.7	0.6	1,421	1,457	2.5	1.5	1,498	1,520	1.5	1.3
男	A	1,769	1,801	1.8	1.4	1,819	1,857	2.1	1.6	1,767	1,798	1.8	1.0	2,039	2,087	2.4	2.0	1,392	1,417	1.8	0.3	1,535	1,580	2.9	1.7	1,817	1,840	1.3	4.1	1,907	1,920	0.7	2.0
	B	1,554	1,578	1.5	1.0	1,606	1,634	1.7	0.9	1,524	1,543	1.2	1.0	1,777	1,813	2.0	-0.7	1,278	1,295	1.3	2.4	1,304	1,321	1.3	-0.9	1,862	1,894	1.7	0.7	1,547	1,572	1.6	1.1
	C	1,464	1,486	1.5	1.0	1,462	1,485	1.6	1.8	1,500	1,527	1.8	1.0	1,731	1,766	2.0	0.5	1,154	1,152	-0.2	1.1	1,235	1,242	0.6	0.6	1,602	1,634	2.0	1.3	1,516	1,544	1.8	0.4
	D	1,388	1,418	2.2	1.3	1,425	1,456	2.2	1.2	1,368	1,391	1.7	1.7	1,718	1,751	1.9	0.4	1,137	1,185	4.2	1.3	1,302	1,318	1.2	-0.7	1,478	1,498	1.4	1.0	1,410	1,453	3.0	1.6
	計	1,593	1,620	1.7	1.2	1,632	1,663	1.9	1.5	1,587	1,613	1.6	1.1	1,881	1,922	2.2	0.9	1,276	1,297	1.6	1.0	1,383	1,409	1.9	0.5	1,734	1,761	1.6	2.4	1,656	1,679	1.4	1.4
女	A	1,355	1,385	2.2	0.9	1,205	1,232	2.2	1.8	1,351	1,386	2.6	0.8	1,716	1,751	2.0	1.6	1,196	1,223	2.3	0.6	1,245	1,261	1.3	0.4	1,450	1,484	2.3	1.1	1,442	1,451	0.6	1.5
	B	1,201	1,230	2.4	1.2	1,160	1,194	2.9	1.2	1,147	1,173	2.3	0.9	1,254	1,274	1.6	1.0	1,021	1,040	1.9	1.3	1,054	1,074	1.9	0.8	1,458	1,501	2.9	1.5	1,219	1,245	2.1	0.7
	C	1,133	1,160	2.4	1.0	1,018	1,047	2.8	1.2	1,135	1,164	2.6	1.0	1,230	1,265	2.8	2.9	976	988	1.2	0.8	1,093	1,123	2.7	0.4	1,303	1,335	2.5	1.3	1,127	1,158	2.8	0.5
	D	1,081	1,111	2.8	1.0	1,006	1,035	2.9	1.5	1,062	1,082	1.9	0.8	1,266	1,302	2.8	2.5	914	932	2.0	0.5	1,076	1,082	0.6	1.2	1,208	1,258	4.1	1.2	1,103	1,128	2.3	2.0
	計	1,225	1,254	2.4	1.0	1,119	1,148	2.6	1.5	1,204	1,233	2.4	0.9	1,477	1,509	2.2	1.8	1,055	1,075	1.9	0.8	1,142	1,161	1.7	0.6	1,375	1,413	2.8	1.2	1,265	1,285	1.6	1.3
一般	A	1,745	1,779	1.9	1.5	1,749	1,788	2.2	1.7	1,787	1,828	2.3	1.1	1,945	1,989	2.3	2.0	1,534	1,559	1.6	-0.2	1,541	1,576	2.3	1.6	1,590	1,618	1.8	2.4	1,891	1,900	0.5	2.1
	B	1,541	1,572	2.0	1.2	1,559	1,590	2.0	0.9	1,525	1,548	1.5	1.0	1,601	1,635	2.1	-0.4	1,376	1,391	1.1	2.9	1,287	1,312	1.9	0.0	1,651	1,704	3.2	1.9	1,540	1,569	1.9	0.7
	C	1,428	1,456	2.0	1.1	1,364	1,388	1.8	1.8	1,493	1,522	1.9	1.1	1,568	1,607	2.5	1.4	1,260	1,255	-0.4	1.3	1,276	1,312	2.8	0.9	1,424	1,461	2.6	1.3	1,482	1,511	2.0	0.4
	D	1,330	1,365	2.6	1.5	1,348	1,381	2.4	1.7	1,341	1,369	2.1	1.5	1,596	1,632	2.3	0.7	1,120	1,166	4.1	1.3	1,256	1,263	0.6	1.0	1,310	1,359	3.7	1.6	1,342	1,379	2.8	1.7
	計	1,555	1,587	2.1	1.3	1,554	1,587	2.1	1.5	1,584	1,617	2.1	1.1	1,764	1,804	2.3	1.3	1,361	1,382	1.5	1.2	1,382	1,410	2.0	1.0	1,503	1,543	2.7	1.9	1,624	1,647	1.4	1.3
パート	A	1,230	1,255	2.0	0.8	1,140	1,163	2.0	1.3	1,190	1,211	1.8	0.4	1,450	1,474	1.7	0.1	1,150	1,177	2.3	0.8	1,085	1,097	1.1	0.1	1,415	1,451	2.5	1.0	1,254	1,271	1.4	1.0
	B	1,069	1,088	1.8	0.9	1,070	1,094	2.2	1.0	1,037	1,059	2.1	0.9	1,179	1,187	0.7	1.3	994	1,013	1.9	0.9	975	990	1.5	0.4	1,292	1,312	1.5	0.6	1,096	1,109	1.2	2.1
	C	1,011	1,032	2.1	0.7	975	1,003	2.9	0.6	1,007	1,034	2.7	0.8	1,060	1,077	1.6	0.7	946	958	1.3	0.5	961	968	0.7	0.1	1,177	1,199	1.9	1.3	1,038	1,067	2.8	1.1
	D	974	993	2.0	0.3	989	1,005	1.6	-0.7	975	985	1.0	0.8	1,043	1,065	2.1	2.9	900	916	1.8	0.4	1,019	1,037	1.8	-1.4	1,054	1,098	4.2	0.1	1,034	1,065	3.0	1.4
	計	1,108	1,131	2.1	0.7	1,067	1,091	2.2	0.9	1,077	1,098	1.9	0.7	1,251	1,269	1.4	0.8	1,027	1,047	1.9	0.8	1,020	1,033	1.3	0.0	1,305	1,337	2.5	0.9	1,138	1,159	1.8	1.3

（資料注）第４表①、②の集計労働者30,533人のうち、本表の集計対象となる令和３年６月と令和４年６月の両方に在籍していた労働者は25,609人（83.9%）。

参考１　賃金引上げの実施時期別事業所数割合

（%）

ランク	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早　い	遅　い	その他
A	100.0	82.0	4.3	1.1	12.5
B	100.0	80.2	7.6	1.5	10.7
C	100.0	82.3	5.2	2.7	9.8
D	100.0	74.9	8.7	3.2	13.2
計	100.0	80.5	5.9	2.0	11.6
R３年	100.0	88.7	2.7	1.3	7.3

（注）「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考２　事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産業計						製造業						卸売業，小売業						学術研究，専門・技術サービス業					
	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５
A	100.0	14.8	1.7	11.8	62.9	8.7	100.0	15.7	0.8	11.8	63.7	7.9	100.0	12.9	2.1	10.5	67.4	7.2	100.0	20.7	1.3	18.2	49.1	10.6
B	100.0	12.7	1.7	15.1	62.6	7.9	100.0	12.1	5.0	13.8	59.5	9.6	100.0	12.6	1.0	17.3	62.3	6.8	100.0	13.7	0.0	14.3	60.1	11.9
C	100.0	17.0	1.6	13.8	61.3	6.3	100.0	21.3	1.5	13.0	59.9	4.3	100.0	18.0	1.3	13.2	62.4	5.1	100.0	13.9	2.4	12.4	70.0	1.4
D	100.0	14.2	0.9	13.9	62.7	8.2	100.0	13.2	0.6	13.8	59.1	13.3	100.0	13.8	0.4	14.2	62.8	8.8	100.0	14.1	3.3	11.6	64.9	6.1
計	100.0	14.7	1.6	13.3	62.5	7.9	100.0	15.8	2.0	12.8	61.4	8.1	100.0	14.2	1.3	13.4	64.1	6.9	100.0	17.1	1.5	15.5	57.2	8.7
R３年	100.0	12.9	2.0	14.1	64.2	6.8	100.0	12.6	2.1	14.3	64.2	6.9	100.0	16.5	2.7	12.5	61.8	6.5	100.0	14.9	0.8	12.7	67.1	4.5

ランク	宿泊業，飲食サービス業						生活関連サービス業，娯楽業						医療，福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５
A	100.0	15.3	2.1	11.2	59.3	12.0	100.0	15.9	2.7	13.9	58.3	9.1	100.0	14.5	1.7	6.2	67.8	9.9	100.0	12.0	0.7	14.0	68.4	5.0
B	100.0	11.7	1.1	17.0	61.1	9.0	100.0	11.1	2.9	10.0	69.9	6.0	100.0	19.7	0.0	17.2	58.7	4.3	100.0	12.4	0.0	9.8	68.3	9.4
C	100.0	16.8	1.2	16.4	57.1	8.5	100.0	9.3	1.6	15.0	61.6	12.6	100.0	22.9	2.6	21.6	43.9	8.9	100.0	14.0	2.5	6.2	73.8	3.5
D	100.0	11.5	1.1	11.3	66.0	10.1	100.0	14.3	3.3	20.1	61.8	0.4	100.0	22.0	0.0	23.1	41.6	13.4	100.0	16.6	0.0	6.1	75.8	1.6
計	100.0	14.2	1.5	13.8	60.3	10.2	100.0	13.1	2.6	14.2	62.1	8.0	100.0	18.3	1.2	13.9	57.5	9.1	100.0	13.4	0.9	9.7	71.0	5.0
R３年	100.0	8.1	1.7	15.2	67.5	7.5	100.0	10.7	0.8	12.0	69.2	7.3	100.0	17.9	2.2	16.5	55.9	7.5	100.0	9.8	2.4	17.1	64.5	6.2

（注）事由１　昨年同様、７月以降実施の予定
事由２　昨年は１～６月に実施したが、今年は７月以降実施の予定
事由３　昨年は実施したが、今年は凍結の予定
事由４　昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
事由５　昨年は実施しなかったが、今年は７月以降実施の予定

付表　労働者構成比率及び年間所定労働日数

1　パートタイム労働者比率

（%）

令和３年	令和４年
40.1	40.9

2　男女別労働者数比率

（%）

	令和３年	令和４年
男性	42.1	42.0
女性	57.9	58.0

3　年間所定労働日数（事業所平均）

（日）

令和２年度	令和３年度
243.3	242.9

令和４年度　賃金実態調査結果報告（抜粋）

（秋田県最低賃金）

秋　田　労　働　局

資料３

目　　次

Ⅰ　秋田県最低賃金実態調査の概要・・・

Ⅰ　賃　金　実　態　調　査　の　概　要

１　調査の目的

本調査は、秋田地方最低賃金審議会における秋田県最低賃金の改正決定の審議に資するため、適用労働者の賃金実態を的確に把握することを目的に実施したものである。

２　調査対象産業

①　製造業　②卸売・小売業　③学術、専門・技術サービス業　④宿泊業、飲食サービス業　⑤生活関連サービス業、娯楽業
⑥　医療、福祉　⑦サービス業（他に分類されないもの）⑧情報通信業

３　調査対象事業所規模

①　製造業・情報通信業　～　常用労働者数１人以上９９人以下
②　製造業・情報通信業以外（上記２の②～⑦の産業）　～　常用労働者数１人以上２９人以下

４　調査対象月

令和４年６月

５　調査実施期間

令和４年６月１日～７月３１日

６　集計方法

秋田労働局において集計し、集計に当たっては平成２８年事業所統計調査を基にした母集団を労働者数に復元したものである。

７　集計事業所数及び労働者数

区　　分	事　業　所　数	労　働　者　数
地域別最低賃金適用製造業	７７事業所	９２７人
地域別最低賃金適用卸売・小売業	１９７事業所	１，２７６人
地域別最低賃金適用宿泊業、飲食サービス業	６１事業所	３８２人
地域別最低賃金適用医療、福祉業	９０事業所	８４９人
地域別最低賃金適用サービス業	１２２事業所	７２１人
地域別最低賃金情報通信業	３事業所	４５人
計	５５０事業所	４，２００人

Ⅱ　調　査　対　象　産　業　集　計　単　位

地　域　別　最　低　賃　金　適　用　産　業　計

１　地域別最低賃金適用製造業

Ｅ０９～Ｅ２７（Ｅ２３１～Ｅ２３２を除く）、Ｅ２８３２、Ｅ２９１～Ｅ２９４、Ｅ２９７、Ｅ３０１、Ｅ３０２３

Ｅ３１（Ｅ３１１を除く）、Ｅ３２

２　地域別最低賃金適用卸売・小売業

Ｉ５０～Ｉ５５、Ｉ５６～Ｉ５８、Ｉ５９０、Ｉ５９１２、Ｉ５９１４、Ｉ５９２、Ｉ５９３、Ｉ６０、Ｉ６１

３　地域別最低賃金適用宿泊業、飲食サービス業

Ｍ７５～Ｍ７７

４　地域別最低賃金適用医療、福祉

Ｐ８３～Ｐ８５

５　地域別最低賃金適用サービス業

Ｌ７１～Ｌ７４、Ｎ７８～Ｎ８０、Ｒ８８～Ｒ９５

６　情報通信業

Ｇ４１

Ⅲ 秋 田 県 賃 金 実 態 調 査 表

（ 賃 金 分 布 の 概 要 ）

地 域 「 県内全地域・地域別最賃対象産業 」

秋田労働局 令和４年７月 25 日作成

賃金分布表（年齢別計）	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
時間当り平均賃金額	1,032 －1.9%	1,048 ＋1.6%	1,072 ＋2.3%	1,042 －2.8%	1,050 ＋0.8%	1,078 ＋2.7%	1,095 ＋1.6%	1,138 ＋3.9%	1,145 ＋0.6%	1,171 ＋2.3%	1,195 ＋2.0%
月１人当り労働時間数	151	149	149	152	149	147	148	149	144	145	141
第１・２０分位数	650	660	665	680	695	720	739	762	790	795	822
第１・１０分位数	667	680	690	696	700	720	750	775	796	800	830
第１・４分位数	715	734	750	750	750	781	800	833	843	850	867
中位数	872	893	910	900	910	933	951	1,000	1,000	1015	1034
四分位分散係数	0.267	0.259	0.257	0.242	0.247	0.224	0.224	0.217	0.224	0.231	0.226

※時間当り平均賃金額の前年度との増減率については、小数点第二位を四捨五入

Ⅳ　最低賃金改正に伴う未満率及び影響率の推移

秋田県最低賃金	年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
	最低賃金	654円	665円	679円	695円	716円	738円	762円	790円	792円	822円	―
	未満率	２．８％	１．０％	０．７％	０．６％	０．９％	０．７％	０．９％	０．３％	１．０％	０．８％	１．３％
	影響率	５．５％	６．７％	７．６％	９．８％	15. 7%	13.5%	16.6%	13.1%	9.1%	18.1%	―

（注）

１　未満率とは、改定前の最低賃金額を下回る労働者の比率（改定前の未満労働者数／総労働者数）をいう。

２　影響率とは、改定後の最低賃金額を下回る労働者の比率（改定後の未満労働者数／総労働者数）をいう。

３　未満率、影響率は、「賃金実態調査結果（秋田労働局）」により算出した推計値である。

Ⅴ　令和４年度　最低賃金基礎調査結果表

総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表）　　最低賃金：822円

04年　総括表（１）　就業形態：（全て）　産別適用除外のみ

時間当り所定内賃金額（３手当を除く）	合計	規模別			年齢別					
		１～９人	１０～２９人	３０～９９人	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
計	121,893	56,497	58,421	6,975	154	1,755	76,078	13,602	13,043	17,260
円	1,241	744	497			38	497	176	179	351
- 811	(1.0)	(1.3)	(0.9)			(2.1)	(0.7)	(1.3)	(1.4)	(2.0)
	1,274	777	497			38	530	176	179	351
812 - 812	(1.0)	(1.4)	(0.9)			(2.1)	(0.7)	(1.3)	(1.4)	(2.0)
	1,274	777	497			38	530	176	179	351
813 - 813	(1.0)	(1.4)	(0.9)			(2.1)	(0.7)	(1.3)	(1.4)	(2.0)
	1,328	806	522			38	554	206	179	351
814 - 814	(1.1)	(1.4)	(0.9)			(2.1)	(0.7)	(1.5)	(1.4)	(2.0)
	1,328	806	522			38	554	206	179	351
815 - 815	(1.1)	(1.4)	(0.9)			(2.1)	(0.7)	(1.5)	(1.4)	(2.0)
	1,328	806	522			38	554	206	179	351
816 - 816	(1.1)	(1.4)	(0.9)			(2.1)	(0.7)	(1.5)	(1.4)	(2.0)
	1,328	806	522			38	554	206	179	351
817 - 817	(1.1)	(1.4)	(0.9)			(2.1)	(0.7)	(1.5)	(1.4)	(2.0)
	1,328	806	522			38	554	206	179	351
818 - 818	(1.1)	(1.4)	(0.9)			(2.1)	(0.7)	(1.5)	(1.4)	(2.0)
	1,328	806	522			38	554	206	179	351
819 - 819	(1.1)	(1.4)	(0.9)			(2.1)	(0.7)	(1.5)	(1.4)	(2.0)
	1,482	901	580			38	645	235	179	385
820 - 820	(1.2)	(1.6)	(1.0)			(2.1)	(0.8)	(1.7)	(1.4)	(2.2)
	1,615	952	583	79		38	706	307	179	385
821 - 821	(1.3)	(1.7)	(1.0)	(1.1)		(2.1)	(0.9)	(2.3)	(1.4)	(2.2)
	8,682	2,325	5,442	915	37	223	3,779	739	1,227	2,678
822 - 822	(7.1)	(4.1)	(9.3)	(13.1)	(24.2)	(12.7)	(5.0)	(5.4)	(9.4)	(15.5)
	8,897	2,399	5,501	997	37	257	3,898	742	1,256	2,708
823 - 823	(7.3)	(4.2)	(9.4)	(14.3)	(24.2)	(14.6)	(5.1)	(5.5)	(9.6)	(15.7)
	9,242	2,610	5,620	1,012	37	257	4,082	774	1,314	2,779
824 - 824	(7.6)	(4.6)	(9.6)	(14.5)	(24.2)	(14.6)	(5.4)	(5.7)	(10.1)	(16.1)
	10,324	3,123	5,979	1,222	117	257	4,371	1,037	1,417	3,126
825 - 825	(8.5)	(5.5)	(10.2)	(17.5)	(75.6)	(14.6)	(5.7)	(7.6)	(10.9)	(18.1)
	10,675	3,436	6,017	1,222	117	286	4,662	1,038	1,417	3,155
826 - 826	(8.8)	(6.1)	(10.3)	(17.5)	(75.6)	(16.3)	(6.1)	(7.6)	(10.9)	(18.3)
	10,785	3,484	6,080	1,222	117	286	4,706	1,071	1,439	3,167
827 - 827	(8.8)	(6.2)	(10.4)	(17.5)	(75.6)	(16.3)	(6.2)	(7.9)	(11.0)	(18.3)
	10,920	3,513	6,158	1,249	117	286	4,785	1,104	1,442	3,186
828 - 828	(9.0)	(6.2)	(10.5)	(17.9)	(75.6)	(16.3)	(6.3)	(8.1)	(11.1)	(18.5)
	11,048	3,604	6,159	1,285	117	286	4,892	1,123	1,443	3,186
829 - 829	(9.1)	(6.4)	(10.5)	(18.4)	(75.6)	(16.3)	(6.4)	(8.3)	(11.1)	(18.5)
	16,987	7,312	8,184	1,490	117	452	7,992	1,622	2,063	4,740
830 - 830	(13.9)	(12.9)	(14.0)	(21.4)	(75.6)	(25.8)	(10.5)	(11.9)	(15.8)	(27.5)
	17,662	7,346	8,812	1,504	117	452	8,255	1,784	2,230	4,824
831 - 831	(14.5)	(13.0)	(15.1)	(21.6)	(75.6)	(25.8)	(10.9)	(13.1)	(17.1)	(28.0)
	17,938	7,440	8,994	1,504	117	452	8,371	1,866	2,262	4,870
832 - 832	(14.7)	(13.2)	(15.4)	(21.6)	(75.6)	(25.8)	(11.0)	(13.7)	(17.3)	(28.2)
	18,224	7,646	9,074	1,504	117	452	8,469	1,866	2,318	5,002
833 - 833	(15.0)	(13.5)	(15.5)	(21.6)	(75.6)	(25.8)	(11.1)	(13.7)	(17.8)	(29.0)
	18,343	7,702	9,137	1,504	117	452	8,491	1,922	2,318	5,043
834 - 834	(15.0)	(13.6)	(15.6)	(21.6)	(75.6)	(25.8)	(11.2)	(14.1)	(17.8)	(29.2)
	18,657	7,781	9,291	1,586	117	452	8,572	1,967	2,393	5,157
835 - 835	(15.3)	(13.8)	(15.9)	(22.7)	(75.6)	(25.8)	(11.3)	(14.5)	(18.3)	(29.9)
	18,955	7,887	9,481	1,586	117	452	8,660	1,967	2,448	5,310
836 - 836	(15.6)	(14.0)	(16.2)	(22.7)	(75.6)	(25.8)	(11.4)	(14.5)	(18.8)	(30.8)
	19,372	7,948	9,838	1,586	117	452	8,865	2,011	2,519	5,407
837 - 837	(15.9)	(14.1)	(16.8)	(22.7)	(75.6)	(25.8)	(11.7)	(14.8)	(19.3)	(31.3)
	19,464	8,018	9,859	1,586	117	452	8,916	2,013	2,559	5,407
838 - 838	(16.0)	(14.2)	(16.9)	(22.7)	(75.6)	(25.8)	(11.7)	(14.8)	(19.6)	(31.3)
	19,501	8,018	9,881	1,602	117	452	8,954	2,013	2,559	5,407
839 - 839	(16.0)	(14.2)	(16.9)	(23.0)	(75.6)	(25.8)	(11.8)	(14.8)	(19.6)	(31.3)
	20,844	8,810	10,236	1,798	117	492	9,585	2,197	2,844	5,610
840 - 840	(17.1)	(15.6)	(17.5)	(25.8)	(75.6)	(28.0)	(12.6)	(16.2)	(21.8)	(32.5)
	20,988	8,810	10,380	1,798	117	492	9,602	2,214	2,918	5,645
841 841	(17.2)	(15.6)	(17.8)	(25.8)	(75.6)	(28.0)	(12.6)	(16.3)	(22.4)	(32.7)
	21,257	8,962	10,483	1,812	117	492	9,765	2,216	2,953	5,715
842 842	(17.4)	(15.9)	(17.9)	(26.0)	(75.6)	(28.0)	(12.8)	(16.3)	(22.6)	(33.1)
	21,375	8,994	10,485	1,896	117	492	9,847	2,252	2,953	5,715
843 843	(17.5)	(15.9)	(17.9)	(27.2)	(75.6)	(28.0)	(12.9)	(16.6)	(22.6)	(33.1)
	21,402	8,994	10,512	1,896	117	492	9,860	2,265	2,953	5,715
844 844	(17.6)	(15.9)	(18.0)	(27.2)	(75.6)	(28.0)	(13.0)	(16.7)	(22.6)	(33.1)
	21,739	9,171	10,575	1,992	117	492	10,028	2,297	3,006	5,799
845 845	(17.8)	(16.2)	(18.1)	(28.6)	(75.6)	(28.0)	(13.2)	(16.9)	(23.0)	(33.6)
	21,824	9,254	10,578	1,992	117	492	10,031	2,297	3,049	5,838
846 846	(17.9)	(16.4)	(18.1)	(28.6)	(75.6)	(28.0)	(13.2)	(16.9)	(23.4)	(33.8)
	21,841	9,254	10,585	2,002	117	492	10,045	2,299	3,050	5,838
847 847	(17.9)	(16.4)	(18.1)	(28.7)	(75.6)	(28.0)	(13.2)	(16.9)	(23.4)	(33.8)
	22,147	9,433	10,680	2,034	117	492	10,229	2,322	3,149	5,838
848 848	(18.2)	(16.7)	(18.3)	(29.2)	(75.6)	(28.0)	(13.4)	(17.1)	(24.1)	(33.8)
	22,178	9,433	10,706	2,039	117	492	10,258	2,324	3,149	5,838
849 849	(18.2)	(16.7)	(18.3)	(29.2)	(75.6)	(28.0)	(13.5)	(17.1)	(24.1)	(33.8)
	26,675	12,430	11,836	2,408	154	851	12,501	2,724	3,722	6,723
850 850	(21.9)	(22.0)	(20.3)	(34.5)	(100.0)	(48.5)	(16.4)	(20.0)	(28.5)	(39.0)
	26,750	12,470	11,855	2,424		851	12,576	2,724	3,722	6,723
851 851	(21.9)	(22.1)	(20.3)	(34.8)		(48.5)	(16.5)	(20.0)	(28.5)	(39.0)
	26,999	12,565	12,007	2,427		851	12,698	2,724	3,747	6,825
852 852	(22.2)	(22.2)	(20.6)	(34.8)		(48.5)	(16.7)	(20.0)	(28.7)	(39.5)

		27,179	12,605	12,116	2,458		851	12,827	2,724	3,788	6,835
853	853	(22.3)	(22.3)	(20.7)	(35.2)		(48.5)	(16.9)	(20.0)	(29.0)	(39.6)
		27,292	12,625	12,204	2,463		851	12,832	2,724	3,809	6,922
854	854	(22.4)	(22.3)	(20.9)	(35.3)		(48.5)	(16.9)	(20.0)	(29.2)	(40.1)
		27,540	12,739	12,293	2,508		851	12,925	2,740	3,907	6,963
855	855	(22.6)	(22.5)	(21.0)	(36.0)		(48.5)	(17.0)	(20.1)	(30.0)	(40.3)
		27,612	12,783	12,319	2,510		854	12,971	2,740	3,907	6,987
856	856	(22.7)	(22.6)	(21.1)	(36.0)		(48.6)	(17.1)	(20.1)	(30.0)	(40.5)
		27,844	12,872	12,449	2,523		856	13,084	2,783	3,908	7,059
857	857	(22.8)	(22.8)	(21.3)	(36.2)		(48.8)	(17.2)	(20.5)	(30.0)	(40.9)
		27,965	12,969	12,474	2,523		856	13,166	2,785	3,945	7,059
858	858	(22.9)	(23.0)	(21.4)	(36.2)		(48.8)	(17.3)	(20.5)	(30.2)	(40.9)
		28,075	12,969	12,584	2,523		856	13,187	2,785	3,967	7,125
859	859	(23.0)	(23.0)	(21.5)	(36.2)		(48.8)	(17.3)	(20.5)	(30.4)	(41.3)
		29,322	13,566	13,038	2,718		875	14,051	2,998	4,043	7,201
860	860	(24.1)	(24.0)	(22.3)	(39.0)		(49.8)	(18.5)	(22.0)	(31.0)	(41.7)
		29,402	13,646	13,038	2,718		875	14,076	3,053	4,043	7,201
861	861	(24.1)	(24.2)	(22.3)	(39.0)		(49.8)	(18.5)	(22.4)	(31.0)	(41.7)
		29,493	13,734	13,038	2,721		900	14,108	3,053	4,043	7,234
862	862	(24.2)	(24.3)	(22.3)	(39.0)		(51.3)	(18.5)	(22.4)	(31.0)	(41.9)
		29,586	13,774	13,075	2,737		900	14,201	3,053	4,043	7,234
863	863	(24.3)	(24.4)	(22.4)	(39.2)		(51.3)	(18.7)	(22.4)	(31.0)	(41.9)
		29,693	13,870	13,087	2,737		900	14,213	3,093	4,043	7,290
864	864	(24.4)	(24.5)	(22.4)	(39.2)		(51.3)	(18.7)	(22.7)	(31.0)	(42.2)
		29,849	14,021	13,088	2,740		900	14,319	3,122	4,043	7,311
865	865	(24.5)	(24.8)	(22.4)	(39.3)		(51.3)	(18.8)	(23.0)	(31.0)	(42.4)
		30,131	14,041	13,170	2,920		900	14,447	3,213	4,066	7,352
866	866	(24.7)	(24.9)	(22.5)	(41.9)		(51.3)	(19.0)	(23.6)	(31.2)	(42.6)
		30,603	14,070	13,613	2,920		900	14,716	3,264	4,131	7,438
867	867	(25.1)	(24.9)	(23.3)	(41.9)		(51.3)	(19.3)	(24.0)	(31.7)	(43.1)
		30,684	14,104	13,659	2,920		900	14,762	3,264	4,132	7,472
868	868	(25.2)	(25.0)	(23.4)	(41.9)		(51.3)	(19.4)	(24.0)	(31.7)	(43.3)
		30,857	14,240	13,696	2,920		900	14,935	3,264	4,132	7,472
869	869	(25.3)	(25.2)	(23.4)	(41.9)		(51.3)	(19.6)	(24.0)	(31.7)	(43.3)
		31,782	14,588	14,236	2,958		900	15,303	3,301	4,230	7,893
870	870	(26.1)	(25.8)	(24.4)	(42.4)		(51.3)	(20.1)	(24.3)	(32.4)	(45.7)
		31,891	14,671	14,262	2,958		900	15,365	3,322	4,230	7,919
871	871	(26.2)	(26.0)	(24.4)	(42.4)		(51.3)	(20.2)	(24.4)	(32.4)	(45.9)
		32,125	14,750	14,310	3,065		900	15,557	3,354	4,230	7,929
872	872	(26.4)	(26.1)	(24.5)	(43.9)		(51.3)	(20.4)	(24.7)	(32.4)	(45.9)
		33,458	15,134	15,060	3,264		929	16,334	3,490	4,365	8,186
873	879	(27.4)	(26.8)	(25.8)	(46.8)		(52.9)	(21.5)	(25.7)	(33.5)	(47.4)
		35,634	16,357	15,855	3,421		988	17,890	3,528	4,651	8,423
880	889	(29.2)	(29.0)	(27.1)	(49.1)		(56.3)	(23.5)	(25.9)	(35.7)	(48.8)
		37,033	16,864	16,687	3,483		1,017	18,744	3,610	4,778	8,728
890	899	(30.4)	(29.8)	(28.6)	(49.9)		(58.0)	(24.6)	(26.5)	(36.6)	(50.6)
		40,744	18,839	18,227	3,677		1,126	21,142	3,899	5,122	9,299
900	909	(33.4)	(33.3)	(31.2)	(52.7)		(64.2)	(27.8)	(28.7)	(39.3)	(53.9)
		41,709	19,428	18,533	3,748		1,126	21,790	3,899	5,181	9,558
910	919	(34.2)	(34.4)	(31.7)	(53.7)		(64.2)	(28.6)	(28.7)	(39.7)	(55.4)
		42,752	19,832	19,143	3,778		1,126	22,498	4,061	5,214	9,699
920	929	(35.1)	(35.1)	(32.8)	(54.2)		(64.2)	(29.6)	(29.9)	(40.0)	(56.2)
		44,207	20,530	19,854	3,823		1,126	23,340	4,407	5,348	9,831
930	939	(36.3)	(36.3)	(34.0)	(54.8)		(64.2)	(30.7)	(32.4)	(41.0)	(57.0)
		45,618	21,091	20,439	4,088		1,126	24,452	4,520	5,469	9,897
940	949	(37.4)	(37.3)	(35.0)	(58.6)		(64.2)	(32.1)	(33.2)	(41.9)	(57.3)
		48,531	22,421	21,924	4,187		1,341	26,480	4,707	5,654	10,196
950	959	(39.8)	(39.7)	(37.5)	(60.0)		(76.4)	(34.8)	(34.6)	(43.3)	(59.1)
		50,613	23,068	23,198	4,347		1,366	28,010	4,909	5,831	10,343
960	969	(41.5)	(40.8)	(39.7)	(62.3)		(77.8)	(36.8)	(36.1)	(44.7)	(59.9)
		51,699	23,641	23,648	4,410		1,425	28,811	4,969	5,856	10,483
970	979	(42.4)	(41.8)	(40.5)	(63.2)		(81.2)	(37.9)	(36.5)	(44.9)	(60.7)
		53,182	24,016	24,558	4,608		1,543	29,778	5,136	5,931	10,641
980	989	(43.6)	(42.5)	(42.0)	(66.1)		(87.9)	(39.1)	(37.8)	(45.5)	(61.7)
		54,077	24,317	25,043	4,717		1,543	30,353	5,228	6,081	10,718
990	999	(44.4)	(43.0)	(42.9)	(67.6)		(87.9)	(39.9)	(38.4)	(46.6)	(62.1)
		69,014	31,366	32,106	5,542		1,722	39,785	6,527	7,910	12,915
1000	1099	(56.6)	(55.5)	(55.0)	(79.5)		(98.1)	(52.3)	(48.0)	(60.6)	(74.8)
		79,620	35,662	38,123	5,835		1,755	46,925	7,637	9,028	14,121
1100	1199	(65.3)	(63.1)	(65.3)	(83.7)		(100.0)	(61.7)	(56.1)	(69.2)	(81.8)
		89,193	40,004	43,036	6,152			54,017	8,485	10,070	14,711
1200	1299	(73.2)	(70.8)	(73.7)	(88.2)			(71.0)	(62.4)	(77.2)	(85.2)
		95,604	42,943	46,334	6,326			58,333	9,187	10,863	15,310
1300	1399	(78.4)	(76.0)	(79.3)	(90.7)			(76.7)	(67.5)	(83.3)	(88.7)
		100,960	44,836	49,649	6,475			62,254	9,848	11,313	15,636
1400	1499	(82.8)	(79.4)	(85.0)	(92.8)			(81.8)	(72.4)	(86.7)	(90.6)
		121,893	56,497	58,421	6,975			76,078	13,602	13,043	17,260
1500		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)			(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
月平均賃金額		174,649	177,220	173,605	162,567	26,741	77,114	186,563	205,130	160,396	120,120
時間当平均賃金額		1,195	1,227	1,185	1,033	830	897	1,220	1,332	1,152	1,048
月一人当たり労働時間		141	139	142	157	32	86	149	150	137	113
第1・20分位数		822	825	822	822	822	822	823	822	822	822
第1・10分位数		830	830	825	822	822	822	830	830	824	822
第1・4分位数		867	869	875	840	825	830	900	877	850	830
中位数		1,034	1,050	1,048	900	825	862	1,079	1,133	1,000	897
四分位偏差係数		0.2261	0.2435	0.2151	0.1042	0.0006	0.0702	0.2166	0.3103	0.2053	0.1506

【上段】　累積労働者数　　【下段】　累積構成比

（注）賃金階級区分は各都道府県労働局によって異なる。

Ⅴ　令和３年度　最低賃金基礎調査結果表

総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表）　　最低賃金　：792円
03年　総括表（１）　就業形態：（全て）　産別適用除外含む全労働者

時間当り所定内賃金額（３手当を除く）	合計	規模別			年齢別					
		１～９人	１０～２９人	３０～９９人	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
計	128,980	59,217	60,149	9,614	516	1,723	84,378	13,442	14,226	14,695
円 - 781	809 (0.6)	745 (1.3)	64 (0.1)				436 (0.5)	103 (0.8)	61 (0.4)	208 (1.4)
782 - 782	809 (0.6)	745 (1.3)	64 (0.1)				436 (0.5)	103 (0.8)	61 (0.4)	208 (1.4)
783 - 783	824 (0.6)	745 (1.3)	79 (0.1)				451 (0.5)	103 (0.8)	61 (0.4)	208 (1.4)
784 - 784	849 (0.7)	770 (1.3)	79 (0.1)				477 (0.6)	103 (0.8)	61 (0.4)	208 (1.4)
785 - 785	849 (0.7)	770 (1.3)	79 (0.1)				477 (0.6)	103 (0.8)	61 (0.4)	208 (1.4)
786 - 786	887 (0.7)	808 (1.4)	79 (0.1)				477 (0.6)	103 (0.8)	99 (0.7)	208 (1.4)
787 - 787	911 (0.7)	808 (1.4)	103 (0.2)				489 (0.6)	103 (0.8)	111 (0.8)	208 (1.4)
788 - 788	911 (0.7)	808 (1.4)	103 (0.2)				489 (0.6)	103 (0.8)	111 (0.8)	208 (1.4)
789 - 789	911 (0.7)	808 (1.4)	103 (0.2)				489 (0.6)	103 (0.8)	111 (0.8)	208 (1.4)
790 - 790	1,009 (0.8)	905 (1.5)	103 (0.2)				586 (0.7)	103 (0.8)	111 (0.8)	208 (1.4)
791 - 791	1,009 (0.8)	905 (1.5)	103 (0.2)				586 (0.7)	103 (0.8)	111 (0.8)	208 (1.4)
792 - 792	5,781 (4.5)	2,580 (4.4)	2,387 (4.0)	813 (8.5)	24 (4.7)	132 (7.7)	3,239 (3.8)	867 (6.4)	615 (4.3)	903 (6.1)
793 - 793	6,057 (4.7)	2,823 (4.8)	2,394 (4.0)	840 (8.7)	24 (4.7)	132 (7.7)	3,465 (4.1)	895 (6.7)	637 (4.5)	903 (6.1)
794 - 794	6,165 (4.8)	2,823 (4.8)	2,394 (4.0)	948 (9.9)	24 (4.7)	132 (7.7)	3,492 (4.1)	922 (6.9)	691 (4.9)	903 (6.1)
795 - 795	7,550 (5.9)	3,537 (6.0)	2,850 (4.7)	1,163 (12.1)	24 (4.7)	157 (9.1)	4,098 (4.9)	1,065 (7.9)	858 (6.0)	1,347 (9.2)
796 - 796	7,667 (5.9)	3,539 (6.0)	2,965 (4.9)	1,163 (12.1)	24 (4.7)	157 (9.1)	4,210 (5.0)	1,065 (7.9)	864 (6.1)	1,347 (9.2)
797 - 797	7,738 (6.0)	3,539 (6.0)	3,037 (5.0)	1,163 (12.1)	24 (4.7)	157 (9.1)	4,271 (5.1)	1,069 (8.0)	864 (6.1)	1,353 (9.2)
798 - 798	7,884 (6.1)	3,615 (6.1)	3,106 (5.2)	1,163 (12.1)	24 (4.7)	157 (9.1)	4,366 (5.2)	1,098 (8.2)	886 (6.2)	1,353 (9.2)
799 - 799	7,975 (6.2)	3,707 (6.3)	3,106 (5.2)	1,163 (12.1)	24 (4.7)	157 (9.1)	4,433 (5.3)	1,098 (8.2)	886 (6.2)	1,378 (9.4)
800 - 800	17,234 (13.4)	8,499 (14.4)	7,242 (12.0)	1,493 (15.5)	442 (85.7)	476 (27.6)	8,638 (10.2)	2,037 (15.2)	2,197 (15.4)	3,444 (23.4)
801 - 801	17,344 (13.4)	8,556 (14.4)	7,295 (12.1)	1,493 (15.5)	442 (85.7)	505 (29.3)	8,719 (10.3)	2,037 (15.2)	2,197 (15.4)	3,444 (23.4)
802 - 802	17,567 (13.6)	8,626 (14.6)	7,434 (12.4)	1,507 (15.7)	442 (85.7)	505 (29.3)	8,900 (10.5)	2,040 (15.2)	2,230 (15.7)	3,451 (23.5)
803 - 803	17,658 (13.7)	8,670 (14.6)	7,481 (12.4)	1,507 (15.7)	442 (85.7)	505 (29.3)	8,991 (10.7)	2,040 (15.2)	2,230 (15.7)	3,451 (23.5)
804 - 804	17,824 (13.8)	8,760 (14.8)	7,542 (12.5)	1,522 (15.8)	442 (85.7)	505 (29.3)	9,142 (10.8)	2,054 (15.3)	2,230 (15.7)	3,451 (23.5)
805 - 805	17,998 (14.0)	8,760 (14.8)	7,705 (12.8)	1,532 (15.9)	442 (85.7)	505 (29.3)	9,261 (11.0)	2,109 (15.7)	2,230 (15.7)	3,451 (23.5)
806 - 806	18,152 (14.1)	8,877 (15.0)	7,737 (12.9)	1,538 (16.0)	442 (85.7)	598 (34.7)	9,291 (11.0)	2,141 (15.9)	2,230 (15.7)	3,451 (23.5)
807 - 807	18,455 (14.3)	9,052 (15.3)	7,860 (13.1)	1,543 (16.1)	442 (85.7)	603 (35.0)	9,494 (11.3)	2,141 (15.9)	2,324 (16.3)	3,451 (23.5)
808 - 808	18,581 (14.4)	9,101 (15.4)	7,908 (13.1)	1,572 (16.4)	442 (85.7)	603 (35.0)	9,596 (11.4)	2,141 (15.9)	2,324 (16.3)	3,475 (23.6)
809 - 809	18,832 (14.6)	9,168 (15.5)	8,092 (13.5)	1,572 (16.4)	442 (85.7)	603 (35.0)	9,754 (11.6)	2,187 (16.3)	2,370 (16.7)	3,475 (23.6)
810 - 810	19,613 (15.2)	9,467 (16.0)	8,354 (13.9)	1,792 (18.6)	442 (85.7)	603 (35.0)	10,154 (12.0)	2,279 (17.0)	2,447 (17.2)	3,688 (25.1)
811 - 811	19,644 (15.2)	9,485 (16.0)	8,367 (13.9)	1,792 (18.6)	442 (85.7)	603 (35.0)	10,157 (12.0)	2,279 (17.0)	2,465 (17.3)	3,698 (25.2)
812 - 812	19,722 (15.3)	9,485 (16.0)	8,445 (14.0)	1,792 (18.6)	442 (85.7)	603 (35.0)	10,232 (12.1)	2,279 (17.0)	2,468 (17.4)	3,698 (25.2)
813 - 813	19,880 (15.4)	9,579 (16.2)	8,504 (14.1)	1,797 (18.7)	442 (85.7)	603 (35.0)	10,365 (12.3)	2,279 (17.0)	2,493 (17.5)	3,698 (25.2)
814 - 814	19,991 (15.5)	9,658 (16.3)	8,536 (14.2)	1,797 (18.7)	442 (85.7)	603 (35.0)	10,426 (12.4)	2,279 (17.0)	2,493 (17.5)	3,748 (25.5)
815 - 815	20,492 (15.9)	9,676 (16.3)	8,998 (15.0)	1,818 (18.9)	442 (85.7)	603 (35.0)	10,586 (12.5)	2,296 (17.1)	2,633 (18.5)	3,931 (26.8)
816 - 816	20,578 (16.0)	9,727 (16.4)	9,018 (15.0)	1,832 (19.1)	442 (85.7)	603 (35.0)	10,657 (12.6)	2,311 (17.2)	2,633 (18.5)	3,931 (26.8)
817 - 817	20,681 (16.0)	9,777 (16.5)	9,072 (15.1)	1,832 (19.1)	442 (85.7)	603 (35.0)	10,683 (12.7)	2,334 (17.4)	2,687 (18.9)	3,931 (26.8)
818 - 818	20,919 (16.2)	9,848 (16.6)	9,188 (15.3)	1,884 (19.6)	442 (85.7)	603 (35.0)	10,845 (12.9)	2,334 (17.4)	2,687 (18.9)	4,007 (27.3)
819 - 819	21,030 (16.3)	9,910 (16.7)	9,234 (15.4)	1,886 (19.6)	442 (85.7)	603 (35.0)	10,868 (12.9)	2,334 (17.4)	2,730 (19.2)	4,053 (27.6)
820 - 820	23,270 (18.0)	11,140 (18.8)	10,085 (16.8)	2,045 (21.3)	471 (91.3)	603 (35.0)	11,984 (14.2)	2,601 (19.3)	3,231 (22.7)	4,380 (29.8)
821 - 821	23,343 (18.1)	11,208 (18.9)	10,087 (16.8)	2,048 (21.3)	471 (91.3)	603 (35.0)	12,057 (14.3)	2,601 (19.3)	3,231 (22.7)	4,380 (29.8)
822 - 822	23,444 (18.2)	11,251 (19.0)	10,141 (16.9)	2,051 (21.3)	471 (91.3)	603 (35.0)	12,158 (14.4)	2,601 (19.3)	3,231 (22.7)	4,380 (29.8)
823 - 823	23,462 (18.2)	11,270 (19.0)	10,141 (16.9)	2,051 (21.3)	471 (91.3)	603 (35.0)	12,176 (14.4)	2,601 (19.3)	3,231 (22.7)	4,380 (29.8)
824 - 824	23,671 (18.4)	11,299 (19.1)	10,302 (17.1)	2,070 (21.5)	471 (91.3)	606 (35.2)	12,312 (14.6)	2,602 (19.4)	3,262 (22.9)	4,416 (30.1)
825 - 825	23,905 (18.5)	11,368 (19.2)	10,414 (17.3)	2,124 (22.1)	471 (91.3)	606 (35.2)	12,493 (14.8)	2,652 (19.7)	3,266 (23.0)	4,416 (30.1)

	23,986	11,410	10,453	2,124	471	606	12,574	2,652	3,266	4,416
826 - 826	(18.6)	(19.3)	(17.4)	(22.1)	(91.3)	(35.2)	(14.9)	(19.7)	(23.0)	(30.1)
	24,034	11,410	10,500	2,124	471	606	12,622	2,652	3,266	4,416
827 - 827	(18.6)	(19.3)	(17.5)	(22.1)	(91.3)	(35.2)	(15.0)	(19.7)	(23.0)	(30.1)
	24,232	11,477	10,564	2,192	471	625	12,750	2,679	3,291	4,416
828 - 828	(18.8)	(19.4)	(17.6)	(22.8)	(91.3)	(36.3)	(15.1)	(19.9)	(23.1)	(30.1)
	24,259	11,477	10,569	2,213	471	625	12,769	2,679	3,298	4,416
829 - 829	(18.8)	(19.4)	(17.6)	(23.0)	(91.3)	(36.3)	(15.1)	(19.9)	(23.2)	(30.1)
	25,434	12,101	11,036	2,298	471	625	13,550	2,828	3,370	4,589
830 - 830	(19.7)	(20.4)	(18.3)	(23.9)	(91.3)	(36.3)	(16.1)	(21.0)	(23.7)	(31.2)
	25,506	12,116	11,054	2,336	471	625	13,620	2,830	3,370	4,589
831 - 831	(19.8)	(20.5)	(18.4)	(24.3)	(91.3)	(36.3)	(16.1)	(21.1)	(23.7)	(31.2)
	25,836	12,212	11,152	2,473	471	625	13,851	2,830	3,471	4,589
832 - 832	(20.0)	(20.6)	(18.5)	(25.7)	(91.3)	(36.3)	(16.4)	(21.1)	(24.4)	(31.2)
	26,039	12,376	11,184	2,479	471	625	13,971	2,830	3,496	4,647
833 - 833	(20.2)	(20.9)	(18.6)	(25.8)	(91.3)	(36.3)	(16.6)	(21.1)	(24.6)	(31.6)
	26,096	12,376	11,203	2,517	471	625	14,027	2,830	3,496	4,647
834 - 834	(20.2)	(20.9)	(18.6)	(26.2)	(91.3)	(36.3)	(16.6)	(21.1)	(24.6)	(31.6)
	26,331	12,376	11,435	2,520	471	625	14,172	2,830	3,586	4,647
835 - 835	(20.4)	(20.9)	(19.0)	(26.2)	(91.3)	(36.3)	(16.8)	(21.1)	(25.2)	(31.6)
	26,557	12,422	11,464	2,671	471	625	14,248	2,923	3,633	4,657
836 - 836	(20.6)	(21.0)	(19.1)	(27.8)	(91.3)	(36.3)	(16.9)	(21.7)	(25.5)	(31.7)
	26,557	12,422	11,464	2,671	471	625	14,248	2,923	3,633	4,657
837 - 837	(20.6)	(21.0)	(19.1)	(27.8)	(91.3)	(36.3)	(16.9)	(21.7)	(25.5)	(31.7)
	26,576	12,422	11,464	2,690	471	625	14,248	2,923	3,652	4,657
838 - 838	(20.6)	(21.0)	(19.1)	(28.0)	(91.3)	(36.3)	(16.9)	(21.7)	(25.7)	(31.7)
	26,691	12,489	11,512	2,690	471	625	14,308	2,936	3,652	4,700
839 - 839	(20.7)	(21.1)	(19.1)	(28.0)	(91.3)	(36.3)	(17.0)	(21.8)	(25.7)	(32.0)
	27,395	12,690	12,015	2,690	471	625	14,911	2,986	3,701	4,700
840 - 840	(21.2)	(21.4)	(20.0)	(28.0)	(91.3)	(36.3)	(17.7)	(22.2)	(26.0)	(32.0)
	27,575	12,710	12,114	2,751	471	663	14,984	2,986	3,751	4,719
841 - 841	(21.4)	(21.5)	(20.1)	(28.6)	(91.3)	(38.5)	(17.8)	(22.2)	(26.4)	(32.1)
	27,813	12,883	12,179	2,751	471	663	15,103	3,033	3,751	4,792
842 - 842	(21.6)	(21.8)	(20.2)	(28.6)	(91.3)	(38.5)	(17.9)	(22.6)	(26.4)	(32.6)
	29,539	13,180	12,775	3,584	471	663	16,696	3,033	3,755	4,922
843 - 849	(22.9)	(22.3)	(21.2)	(37.3)	(91.3)	(38.5)	(19.8)	(22.6)	(26.4)	(33.5)
	35,091	16,289	14,932	3,871	493	908	19,757	3,657	4,356	5,920
850 - 859	(27.2)	(27.5)	(24.8)	(40.3)	(95.6)	(52.7)	(23.4)	(27.2)	(30.6)	(40.3)
	38,011	16,989	16,830	4,192	493	1,265	21,816	3,816	4,520	6,100
860 - 869	(29.5)	(28.7)	(28.0)	(43.6)	(95.6)	(73.4)	(25.9)	(28.4)	(31.8)	(41.5)
	40,362	17,926	17,877	4,560	493	1,265	23,140	3,991	4,866	6,608
870 - 879	(31.3)	(30.3)	(29.7)	(47.4)	(95.6)	(73.4)	(27.4)	(29.7)	(34.2)	(45.0)
	41,893	18,889	18,317	4,688	493	1,265	23,928	4,091	4,991	7,125
880 - 889	(32.5)	(31.9)	(30.5)	(48.8)	(95.6)	(73.4)	(28.4)	(30.4)	(35.1)	(48.5)
	43,334	19,422	19,035	4,876	493	1,319	25,016	4,178	5,132	7,196
890 - 899	(33.6)	(32.8)	(31.6)	(50.7)	(95.6)	(76.6)	(29.6)	(31.1)	(36.1)	(49.0)
	60,708	27,370	27,153	6,185	516	1,669	36,523	5,410	7,133	9,456
900 - 999	(47.1)	(46.2)	(45.1)	(64.3)	(100.0)	(96.9)	(43.3)	(40.2)	(50.1)	(64.4)
	75,385	33,962	34,187	7,237		1,714	46,499	6,440	9,054	11,161
1000 - 1099	(58.4)	(57.4)	(56.8)	(75.3)		(99.5)	(55.1)	(47.9)	(63.6)	(76.0)
	86,582	39,205	39,558	7,820		1,723	54,985	7,509	9,831	12,018
1100 - 1199	(67.1)	(66.2)	(65.8)	(81.3)		(100.0)	(65.2)	(55.9)	(69.1)	(81.8)
	94,962	43,151	43,628	8,182			60,932	8,281	10,817	12,694
1200 - 1299	(73.6)	(72.9)	(72.5)	(85.1)			(72.2)	(61.6)	(76.0)	(86.4)
	102,000	46,849	46,462	8,689			66,097	9,019	11,680	12,966
1300 - 1399	(79.1)	(79.1)	(77.2)	(90.4)			(78.3)	(67.1)	(82.1)	(88.2)
	107,763	49,711	49,028	9,024			70,479	9,614	12,187	13,243
1400 - 1499	(83.6)	(83.9)	(81.5)	(93.9)			(83.5)	(71.5)	(85.7)	(90.1)
	128,980	59,217	60,149	9,614			84,378	13,442	14,226	14,695
1500 -	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)			(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
月平均賃金額	174,033	171,042	177,709	169,454	54,800	77,033	183,994	199,278	164,871	118,173
時間当平均賃金額	1,171	1,171	1,196	1,016	807	858	1,178	1,315	1,134	1,085
月一人当たり労働時間数	145	142	145	166	68	89	153	147	142	111
第１・２０分位数	795	795	797	792	800	792	797	792	795	792
第１・１０分位数	800	800	800	795	800	800	800	800	800	800
第１・４分位数	850	850	860	832	800	800	863	850	835	810
中位数	1,015	1,016	1,041	898	800	850	1,047	1,133	993	900
四分位偏差係数	0.2314	0.2352	0.2347	0.1491	0.0005	0.0548	0.2261	0.3221	0.2206	0.1565

【上段】　累積労働者数　　【下段】　累積構成比

（注）賃金階級区分は各都道府県労働局によって異なる。

総括表（２）（産業・就業形態別の賃金額階級別、性別年齢別表）　　最低賃金：822円

04年　　総括表（２）　　産業：（全て）　　就業形態：（全て）　　産別適用除外のみ

時間当り所定内賃金額（３手当を除く）	合計	男							女						
		男性計	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上	女性計	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
計	121,893	47,207	115	727	30,066	4,473	5,075	6,751	74,686	40	1,028	46,012	9,129	7,968	10,509
円	1,241	244			106	47	24	67	997		38	391	129	155	284
- 811	(1.0)	(0.5)			(0.4)	(1.1)	(0.5)	(1.0)	(1.3)		(3.7)	(0.9)	(1.4)	(1.9)	(2.7)
	1,274	277			139	47	24	67	997		38	391	129	155	284
812 - 812	(1.0)	(0.6)			(0.5)	(1.1)	(0.5)	(1.0)	(1.3)		(3.7)	(0.9)	(1.4)	(1.9)	(2.7)
	1,274	277			139	47	24	67	997		38	391	129	155	284
813 - 813	(1.0)	(0.6)			(0.5)	(1.1)	(0.5)	(1.0)	(1.3)		(3.7)	(0.9)	(1.4)	(1.9)	(2.7)
	1,328	306			139	77	24	67	1,021		38	416	129	155	284
814 - 814	(1.1)	(0.6)			(0.5)	(1.7)	(0.5)	(1.0)	(1.4)		(3.7)	(0.9)	(1.4)	(1.9)	(2.7)
	1,328	306			139	77	24	67	1,021		38	416	129	155	284
815 - 815	(1.1)	(0.6)			(0.5)	(1.7)	(0.5)	(1.0)	(1.4)		(3.7)	(0.9)	(1.4)	(1.9)	(2.7)
	1,328	306			139	77	24	67	1,021		38	416	129	155	284
816 - 816	(1.1)	(0.6)			(0.5)	(1.7)	(0.5)	(1.0)	(1.4)		(3.7)	(0.9)	(1.4)	(1.9)	(2.7)
	1,328	306			139	77	24	67	1,021		38	416	129	155	284
817 - 817	(1.1)	(0.6)			(0.5)	(1.7)	(0.5)	(1.0)	(1.4)		(3.7)	(0.9)	(1.4)	(1.9)	(2.7)
	1,328	306			139	77	24	67	1,021		38	416	129	155	284
818 - 818	(1.1)	(0.6)			(0.5)	(1.7)	(0.5)	(1.0)	(1.4)		(3.7)	(0.9)	(1.4)	(1.9)	(2.7)
	1,328	306			139	77	24	67	1,021		38	416	129	155	284
819 - 819	(1.1)	(0.6)			(0.5)	(1.7)	(0.5)	(1.0)	(1.4)		(3.7)	(0.9)	(1.4)	(1.9)	(2.7)
	1,482	306			139	77	24	67	1,175		38	507	158	155	318
820 - 820	(1.2)	(0.6)			(0.5)	(1.7)	(0.5)	(1.0)	(1.6)		(3.7)	(1.1)	(1.7)	(1.9)	(3.0)
	1,615	306			139	77	24	67	1,308		38	568	230	155	318
821 - 821	(1.3)	(0.6)			(0.5)	(1.7)	(0.5)	(1.0)	(1.8)		(3.7)	(1.2)	(2.5)	(1.9)	(3.0)
	8,682	1,742	37	47	817	164	211	465	6,940		175	2,962	575	1,015	2,213
822 - 822	(7.1)	(3.7)	(32.6)	(6.5)	(2.7)	(3.7)	(4.2)	(6.9)	(9.3)		(17.1)	(6.4)	(6.3)	(12.7)	(21.1)
	8,897	1,783	37	63	842	164	211	465	7,115		194	3,057	577	1,044	2,243
823 - 823	(7.3)	(3.8)	(32.6)	(8.7)	(2.8)	(3.7)	(4.2)	(6.9)	(9.5)		(18.8)	(6.6)	(6.3)	(13.1)	(21.3)
	9,242	1,783	37	63	842	164	211	465	7,459		194	3,240	610	1,103	2,314
824 - 824	(7.6)	(3.8)	(32.6)	(8.7)	(2.8)	(3.7)	(4.2)	(6.9)	(10.0)		(18.8)	(7.0)	(6.7)	(13.8)	(22.0)
	10,324	1,925	77	63	842	227	225	491	8,399	40	194	3,530	809	1,192	2,635
825 - 825	(8.5)	(4.1)	(67.2)	(8.7)	(2.8)	(5.1)	(4.4)	(7.3)	(11.2)	(100.0)	(18.8)	(7.7)	(8.9)	(15.0)	(25.1)
	10,675	2,102	77	63	989	227	225	520	8,573		223	3,674	810	1,192	2,635
826 - 826	(8.8)	(4.5)	(67.2)	(8.7)	(3.3)	(5.1)	(4.4)	(7.7)	(11.5)		(21.7)	(8.0)	(8.9)	(15.0)	(25.1)
	10,785	2,125	77	63	1,012	227	225	520	8,660		223	3,693	844	1,213	2,647
827 - 827	(8.8)	(4.5)	(67.2)	(8.7)	(3.4)	(5.1)	(4.4)	(7.7)	(11.6)		(21.7)	(8.0)	(9.2)	(15.2)	(25.2)
	10,920	2,176	77	63	1,063	227	225	520	8,743		223	3,722	876	1,216	2,666
828 - 828	(9.0)	(4.6)	(67.2)	(8.7)	(3.5)	(5.1)	(4.4)	(7.7)	(11.7)		(21.7)	(8.1)	(9.6)	(15.3)	(25.4)
	11,048	2,211	77	63	1,098	227	225	520	8,837		223	3,794	896	1,218	2,666
829 - 829	(9.1)	(4.7)	(67.2)	(8.7)	(3.7)	(5.1)	(4.4)	(7.7)	(11.8)		(21.7)	(8.2)	(9.8)	(15.3)	(25.4)
	16,987	2,914	77	135	1,440	275	294	693	14,073		318	6,552	1,347	1,769	4,047
830 - 830	(13.9)	(6.2)	(67.2)	(18.5)	(4.8)	(6.1)	(5.8)	(10.3)	(18.8)		(30.9)	(14.2)	(14.8)	(22.2)	(38.5)
	17,662	2,955	77	135	1,440	275	294	734	14,707		318	6,815	1,509	1,936	4,090
831 - 831	(14.5)	(6.3)	(67.2)	(18.5)	(4.8)	(6.1)	(5.8)	(10.9)	(19.7)		(30.9)	(14.8)	(16.5)	(24.3)	(38.9)
	17,938	2,957	77	135	1,440	275	294	736	14,981		318	6,931	1,591	1,968	4,134
832 - 832	(14.7)	(6.3)	(67.2)	(18.5)	(4.8)	(6.1)	(5.8)	(10.9)	(20.1)		(30.9)	(15.1)	(17.4)	(24.7)	(39.3)

833 - 833	18,224 (15.0)	3,055 (6.5)	77 (67.2)	135 (18.5)	1,470 (4.9)	275 (6.1)	350 (6.9)	749 (11.1)	15,169 (20.3)		318 (30.9)	7,000 (15.2)	1,591 (17.4)	1,968 (24.7)	4,253 (40.5)
834 - 834	18,343 (15.0)	3,055 (6.5)	77 (67.2)	135 (18.5)	1,470 (4.9)	275 (6.1)	350 (6.9)	749 (11.1)	15,287 (20.5)		318 (30.9)	7,022 (15.3)	1,647 (18.0)	1,968 (24.7)	4,293 (40.9)
835 - 835	18,657 (15.3)	3,055 (6.5)	77 (67.2)	135 (18.5)	1,470 (4.9)	275 (6.1)	350 (6.9)	749 (11.1)	15,602 (20.9)		318 (30.9)	7,102 (15.4)	1,692 (18.5)	2,043 (25.6)	4,408 (41.9)
836 - 836	18,955 (15.6)	3,055 (6.5)	77 (67.2)	135 (18.5)	1,470 (4.9)	275 (6.1)	350 (6.9)	749 (11.1)	15,900 (21.3)		318 (30.9)	7,191 (15.6)	1,692 (18.5)	2,098 (26.3)	4,561 (43.4)
837 - 837	19,372 (15.9)	3,055 (6.5)	77 (67.2)	135 (18.5)	1,470 (4.9)	275 (6.1)	350 (6.9)	749 (11.1)	16,317 (21.8)		318 (30.9)	7,396 (16.1)	1,737 (19.0)	2,169 (27.2)	4,658 (44.3)
838 - 838	19,464 (16.0)	3,075 (6.5)	77 (67.2)	135 (18.5)	1,489 (5.0)	275 (6.1)	350 (6.9)	749 (11.1)	16,389 (21.9)		318 (30.9)	7,427 (16.1)	1,738 (19.0)	2,209 (27.7)	4,658 (44.3)
839 - 839	19,501 (16.0)	3,075 (6.5)	77 (67.2)	135 (18.5)	1,489 (5.0)	275 (6.1)	350 (6.9)	749 (11.1)	16,426 (22.0)		318 (30.9)	7,465 (16.2)	1,738 (19.0)	2,209 (27.7)	4,658 (44.3)
840 - 840	20,844 (17.1)	3,203 (6.8)	77 (67.2)	174 (24.0)	1,519 (5.1)	275 (6.1)	350 (6.9)	808 (12.0)	17,642 (23.6)		318 (30.9)	8,066 (17.5)	1,922 (21.1)	2,494 (31.3)	4,802 (45.7)
841 841	20,988 (17.2)	3,204 (6.8)	77 (67.2)	174 (24.0)	1,519 (5.1)	275 (6.1)	350 (6.9)	810 (12.0)	17,783 (23.8)		318 (30.9)	8,083 (17.6)	1,939 (21.2)	2,568 (32.2)	4,835 (46.0)
842 842	21,257 (17.4)	3,277 (6.9)	77 (67.2)	174 (24.0)	1,556 (5.2)	275 (6.1)	350 (6.9)	845 (12.5)	17,980 (24.1)		318 (30.9)	8,209 (17.8)	1,941 (21.3)	2,603 (32.7)	4,870 (46.3)
843 843	21,375 (17.5)	3,306 (7.0)	77 (67.2)	174 (24.0)	1,582 (5.3)	278 (6.2)	350 (6.9)	845 (12.5)	18,069 (24.2)		318 (30.9)	8,264 (18.0)	1,974 (21.6)	2,603 (32.7)	4,870 (46.3)
844 844	21,402 (17.6)	3,306 (7.0)	77 (67.2)	174 (24.0)	1,582 (5.3)	278 (6.2)	350 (6.9)	845 (12.5)	18,096 (24.2)		318 (30.9)	8,278 (18.0)	1,988 (21.8)	2,603 (32.7)	4,870 (46.3)
845 845	21,739 (17.8)	3,391 (7.2)	77 (67.2)	174 (24.0)	1,606 (5.3)	278 (6.2)	390 (7.7)	866 (12.8)	18,348 (24.6)		318 (30.9)	8,422 (18.3)	2,020 (22.1)	2,616 (32.8)	4,932 (46.9)
846 846	21,824 (17.9)	3,391 (7.2)	77 (67.2)	174 (24.0)	1,606 (5.3)	278 (6.2)	390 (7.7)	866 (12.8)	18,433 (24.7)		318 (30.9)	8,425 (18.3)	2,020 (22.1)	2,659 (33.4)	4,972 (47.3)
847 847	21,841 (17.9)	3,391 (7.2)	77 (67.2)	174 (24.0)	1,606 (5.3)	278 (6.2)	390 (7.7)	866 (12.8)	18,450 (24.7)		318 (30.9)	8,439 (18.3)	2,021 (22.1)	2,660 (33.4)	4,972 (47.3)
848 848	22,147 (18.2)	3,391 (7.2)	77 (67.2)	174 (24.0)	1,606 (5.3)	278 (6.2)	390 (7.7)	866 (12.8)	18,756 (25.1)		318 (30.9)	8,623 (18.7)	2,045 (22.4)	2,759 (34.6)	4,972 (47.3)
849 849	22,178 (18.2)	3,391 (7.2)	77 (67.2)	174 (24.0)	1,606 (5.3)	278 (6.2)	390 (7.7)	866 (12.8)	18,787 (25.2)		318 (30.9)	8,652 (18.8)	2,046 (22.4)	2,759 (34.6)	4,972 (47.3)
850 850	26,675 (21.9)	4,520 (9.6)	115 (100.0)	327 (45.0)	2,078 (6.9)	278 (6.2)	558 (11.0)	1,165 (17.3)	22,155 (29.7)		525 (51.0)	10,422 (22.7)	2,446 (26.8)	3,164 (39.7)	5,558 (52.9)
851 851	26,750 (21.9)	4,576 (9.7)		327 (45.0)	2,134 (7.1)	278 (6.2)	558 (11.0)	1,165 (17.3)	22,174 (29.7)		525 (51.0)	10,442 (22.7)	2,446 (26.8)	3,164 (39.7)	5,558 (52.9)
852 852	26,999 (22.2)	4,596 (9.7)		327 (45.0)	2,134 (7.1)	278 (6.2)	558 (11.0)	1,186 (17.6)	22,403 (30.0)		525 (51.0)	10,564 (23.0)	2,446 (26.8)	3,189 (40.0)	5,639 (53.7)
853 853	27,179 (22.3)	4,648 (9.8)		327 (45.0)	2,134 (7.1)	278 (6.2)	599 (11.8)	1,196 (17.7)	22,532 (30.2)		525 (51.0)	10,693 (23.2)	2,446 (26.8)	3,189 (40.0)	5,639 (53.7)
854 854	27,292 (22.4)	4,671 (9.9)		327 (45.0)	2,134 (7.1)	278 (6.2)	599 (11.8)	1,220 (18.1)	22,621 (30.3)		525 (51.0)	10,698 (23.2)	2,446 (26.8)	3,210 (40.3)	5,702 (54.3)
855 855	27,540 (22.6)	4,729 (10.0)		327 (45.0)	2,134 (7.1)	278 (6.2)	656 (12.9)	1,220 (18.1)	22,811 (30.5)		525 (51.0)	10,791 (23.5)	2,462 (27.0)	3,251 (40.8)	5,743 (54.7)
856 856	27,612 (22.7)	4,782 (10.1)		327 (45.0)	2,163 (7.2)	278 (6.2)	656 (12.9)	1,243 (18.4)	22,830 (30.6)		527 (51.2)	10,808 (23.5)	2,462 (27.0)	3,251 (40.8)	5,743 (54.7)
857 857	27,844 (22.8)	4,821 (10.2)		329 (45.3)	2,201 (7.3)	278 (6.2)	656 (12.9)	1,243 (18.4)	23,022 (30.8)		527 (51.2)	10,883 (23.7)	2,506 (27.4)	3,252 (40.8)	5,815 (55.3)

		27,965	4,843		329	2,223	278	656	1,243	23,122		527	10,943	2,507	3,290	5,815
858	858	(22.9)	(10.3)		(45.3)	(7.4)	(6.2)	(12.9)	(18.4)	(31.0)		(51.2)	(23.8)	(27.5)	(41.3)	(55.3)
		28,075	4,930		329	2,223	278	678	1,309	23,145		527	10,965	2,507	3,290	5,817
859	859	(23.0)	(10.4)		(45.3)	(7.4)	(6.2)	(13.4)	(19.4)	(31.0)		(51.2)	(23.8)	(27.5)	(41.3)	(55.4)
		29,322	4,930		329	2,223	278	678	1,309	24,392		546	11,829	2,720	3,366	5,892
860	860	(24.1)	(10.4)		(45.3)	(7.4)	(6.2)	(13.4)	(19.4)	(32.7)		(53.1)	(25.7)	(29.8)	(42.2)	(56.1)
		29,402	4,930		329	2,223	278	678	1,309	24,472		546	11,854	2,776	3,366	5,892
861	861	(24.1)	(10.4)		(45.3)	(7.4)	(6.2)	(13.4)	(19.4)	(32.8)		(53.1)	(25.8)	(30.4)	(42.2)	(56.1)
		29,493	4,930		329	2,223	278	678	1,309	24,563		571	11,886	2,776	3,366	5,926
862	862	(24.2)	(10.4)		(45.3)	(7.4)	(6.2)	(13.4)	(19.4)	(32.9)		(55.5)	(25.8)	(30.4)	(42.2)	(56.4)
		29,586	4,930		329	2,223	278	678	1,309	24,656		571	11,979	2,776	3,366	5,926
863	863	(24.3)	(10.4)		(45.3)	(7.4)	(6.2)	(13.4)	(19.4)	(33.0)		(55.5)	(26.0)	(30.4)	(42.2)	(56.4)
		29,693	4,986		329	2,223	278	678	1,364	24,708		571	11,990	2,815	3,366	5,926
864	864	(24.4)	(10.6)		(45.3)	(7.4)	(6.2)	(13.4)	(20.2)	(33.1)		(55.5)	(26.1)	(30.8)	(42.2)	(56.4)
		29,849	4,988		329	2,223	278	678	1,367	24,861		571	12,096	2,845	3,366	5,944
865	865	(24.5)	(10.6)		(45.3)	(7.4)	(6.2)	(13.4)	(20.3)	(33.3)		(55.5)	(26.3)	(31.2)	(42.2)	(56.6)
		30,131	5,029		329	2,263	278	678	1,367	25,102		571	12,183	2,935	3,388	5,985
866	866	(24.7)	(10.7)		(45.3)	(7.5)	(6.2)	(13.4)	(20.3)	(33.6)		(55.5)	(26.5)	(32.2)	(42.5)	(56.9)
		30,603	5,029		329	2,263	278	678	1,367	25,574		571	12,453	2,986	3,453	6,071
867	867	(25.1)	(10.7)		(45.3)	(7.5)	(6.2)	(13.4)	(20.3)	(34.2)		(55.5)	(27.1)	(32.7)	(43.3)	(57.8)
		30,684	5,029		329	2,263	278	678	1,367	25,655		571	12,498	2,986	3,455	6,105
868	868	(25.2)	(10.7)		(45.3)	(7.5)	(6.2)	(13.4)	(20.3)	(34.3)		(55.5)	(27.2)	(32.7)	(43.4)	(58.1)
		30,857	5,107		329	2,341	278	678	1,367	25,750		571	12,594	2,986	3,455	6,105
869	869	(25.3)	(10.8)		(45.3)	(7.8)	(6.2)	(13.4)	(20.3)	(34.5)		(55.5)	(27.4)	(32.7)	(43.4)	(58.1)
		31,782	5,198		329	2,341	278	678	1,458	26,584		571	12,962	3,024	3,553	6,435
870	870	(26.1)	(11.0)		(45.3)	(7.8)	(6.2)	(13.4)	(21.6)	(35.6)		(55.5)	(28.2)	(33.1)	(44.6)	(61.2)
		31,891	5,224		329	2,341	278	678	1,485	26,666		571	13,024	3,045	3,553	6,435
871	871	(26.2)	(11.1)		(45.3)	(7.8)	(6.2)	(13.4)	(22.0)	(35.7)		(55.5)	(28.3)	(33.4)	(44.6)	(61.2)
		32,125	5,224		329	2,341	278	678	1,485	26,901		571	13,216	3,077	3,553	6,445
872	872	(26.4)	(11.1)		(45.3)	(7.8)	(6.2)	(13.4)	(22.0)	(36.0)		(55.5)	(28.7)	(33.7)	(44.6)	(61.3)
		33,458	5,465		359	2,457	278	740	1,516	27,994		571	13,877	3,212	3,624	6,669
873	879	(27.4)	(11.6)		(49.3)	(8.2)	(6.2)	(14.6)	(22.5)	(37.5)		(55.5)	(30.2)	(35.2)	(45.5)	(63.5)
		35,634	5,863		359	2,707	278	789	1,616	29,771		630	15,183	3,250	3,862	6,808
880	889	(29.2)	(12.4)		(49.3)	(9.0)	(6.2)	(15.5)	(23.9)	(39.9)		(61.2)	(33.0)	(35.6)	(48.5)	(64.8)
		37,033	6,407		388	3,072	280	789	1,763	30,625		630	15,672	3,330	3,989	6,965
890	899	(30.4)	(13.6)		(53.4)	(10.2)	(6.3)	(15.5)	(26.1)	(41.0)		(61.2)	(34.1)	(36.5)	(50.1)	(66.3)
		40,744	7,168		420	3,489	280	861	2,003	33,575		706	17,653	3,619	4,261	7,296
900	909	(33.4)	(15.2)		(57.8)	(11.6)	(6.3)	(17.0)	(29.7)	(45.0)		(68.7)	(38.4)	(39.6)	(53.5)	(69.4)
		41,709	7,476		420	3,667	280	861	2,133	34,233		706	18,123	3,619	4,320	7,425
910	919	(34.2)	(15.8)		(57.8)	(12.2)	(6.3)	(17.0)	(31.6)	(45.8)		(68.7)	(39.4)	(39.6)	(54.2)	(70.7)
		42,752	7,560		420	3,729	280	861	2,155	35,193		706	18,770	3,781	4,352	7,544
920	929	(35.1)	(16.0)		(57.8)	(12.4)	(6.3)	(17.0)	(31.9)	(47.1)		(68.7)	(40.8)	(41.4)	(54.6)	(71.8)
		44,207	8,049		420	4,012	400	899	2,204	36,158		706	19,329	4,007	4,449	7,627
930	939	(36.3)	(17.0)		(57.8)	(13.3)	(8.9)	(17.7)	(32.6)	(48.4)		(68.7)	(42.0)	(43.9)	(55.8)	(72.6)
		45,618	8,324		420	4,198	454	923	2,215	37,294		706	20,254	4,066	4,546	7,682
940	949	(37.4)	(17.6)		(57.8)	(14.0)	(10.1)	(18.2)	(32.8)	(49.9)		(68.7)	(44.0)	(44.5)	(57.1)	(73.1)
		48,531	9,047		576	4,616	480	983	2,278	39,484		765	21,864	4,227	4,671	7,918
950	959	(39.8)	(19.2)		(79.2)	(15.4)	(10.7)	(19.4)	(33.7)	(52.9)		(74.4)	(47.5)	(46.3)	(58.6)	(75.3)
		50,613	9,461		576	4,923	480	1,037	2,331	41,152		791	23,086	4,429	4,795	8,013
960	969	(41.5)	(20.0)		(79.2)	(16.4)	(10.7)	(20.4)	(34.5)	(55.1)		(76.9)	(50.2)	(48.5)	(60.2)	(76.2)
		51,699	9,724		635	5,101	504	1,040	2,331	41,974		791	23,710	4,466	4,816	8,152
970	979	(42.4)	(20.6)		(87.3)	(17.0)	(11.3)	(20.5)	(34.5)	(56.2)		(76.9)	(51.5)	(48.9)	(60.4)	(77.6)

		53,182	10,188		694	5,399	537	1,040	2,404	42,995		850	24,379	4,599	4,891	8,236
980	989	(43.6)	(21.6)		(95.4)	(18.0)	(12.0)	(20.5)	(35.6)	(57.6)		(82.6)	(53.0)	(50.4)	(61.4)	(78.4)
		54,077	10,382		694	5,512	537	1,077	2,448	43,696		850	24,840	4,691	5,004	8,271
990	999	(44.4)	(22.0)		(95.4)	(18.3)	(12.0)	(21.2)	(36.3)	(58.5)		(82.6)	(54.0)	(51.4)	(62.8)	(78.7)
		69,014	16,215		694	8,909	881	1,969	3,648	52,799		1,028	30,876	5,646	5,941	9,267
1,000	1,099	(56.6)	(34.3)		(95.4)	(29.6)	(19.7)	(38.8)	(54.0)	(70.7)		(100.0)	(67.1)	(61.8)	(74.6)	(88.2)
		79,620	21,248		727	12,109	1,368	2,524	4,404	58,373			34,816	6,268	6,504	9,717
1,100	1,199	(65.3)	(45.0)		(100.0)	(40.3)	(30.6)	(49.7)	(65.2)	(78.2)			(75.7)	(68.7)	(81.6)	(92.5)
		89,193	26,407			15,927	1,724	3,137	4,776	62,786			38,090	6,760	6,933	9,935
1,200	1,299	(73.2)	(55.9)			(53.0)	(38.6)	(61.8)	(70.8)	(84.1)			(82.8)	(74.0)	(87.0)	(94.5)
		95,604	30,277			18,499	1,995	3,677	5,265	65,327			39,835	7,192	7,186	10,045
1,300	1,399	(78.4)	(64.1)			(61.5)	(44.6)	(72.4)	(78.0)	(87.5)			(86.6)	(78.8)	(90.2)	(95.6)
		100,960	33,190			20,528	2,387	3,976	5,457	67,770			41,726	7,460	7,337	10,179
1,400	1,499	(82.8)	(70.3)			(68.3)	(53.4)	(78.3)	(80.8)	(90.7)			(90.7)	(81.7)	(92.1)	(96.9)
		121,893	47,207			30,066	4,473	5,075	6,751	74,686			46,012	9,129	7,968	10,509
1,500		(100.0)	(100.0)			(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)			(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
月平均賃金額		174,649	220,545	22,291	82,714	232,920	272,789	208,574	158,021	145,640	39,600	73,155	156,272	171,982	129,707	95,774
時間当平均賃金額		1,195	1,394	832	903	1,419	1,684	1,324	1,208	1,070	825	892	1,089	1,160	1,041	945
月一人当たり労働時間		141	155	27	92	162	161	156	129	133	48	81	140	144	125	102
第１・２０分位数		822	830	822	822	840	825	830	822	822	825	822	822	822	822	822
第１・１０分位数		830	855	822	830	898	940	850	830	825	825	822	830	830	822	822
第１・４分位数		867	1,022	822	850	1,055	1,145	1,006	892	848	825	830	860	850	835	825
中位数		1,034	1,246	825	894	1,278	1,444	1,200	1,060	950	825	850	967	989	899	850
四分位偏差係数		0.2261	0.2320	0.0171	0.0564	0.2214	0.2597	0.1935	0.2054	0.1553	0.0005	0.0778	0.1710	0.2325	0.1487	0.0760

【上段】　累積労働者数　　【下段】　累積構成比

（注）賃金階級区分は各都道府県労働局によって異なる。

Ⅵ　全労働者に占めるパート労働者の比率

		製造業	卸売・小売業	宿泊業・飲食サービス業	医療・福祉	サービス業	情報通信業	地域別産業適用産業（総計）
4年度	パート労働者	3,918　人	12,164　人	10,560　人	6,071　人	5,054　人	7　人	37,774　人
	全労働者	19,331　人	41,112　人	16,631　人	23,086　人	21,581　人	151　人	121,892　人
	パート労働者の比率	20.2　%	29.5　%	63.4　%	26.2　%	23.4　%	4.6　%	30.9　%

（注）労働者数は、復元後の数である。

労働者の男女比

		製造業	卸売・小売業	宿泊業・飲食サービス業	医療・福祉	サービス業	情報通信業	地域別産業適用産業（総計）
4年度	男性労働者	7,930　人	20,451　人	4,127　人	3,670　人	10,949　人	80　人	47,207　人
	女性労働者	11,401　人	20,661　人	12,504　人	19,416　人	10,632　人	71　人	74,685　人
	男女比	41:59	50:50	25:75	16:84	51:49	53:47	39:61

（注）労働者数は、復元後の数である。

Ⅶ 統　計　用　語　の　解　説

１　中　位　数

「中位数」とは、変量を大きさの順に並べた場合、その中央で全変量の個数を２等分する位置にある変量である。したがって、中位数より大きい変量の個数は５０％、中位数より小さい変量の個数も５０％ということになる。「中位数」は、分布が下位又は上位に偏っているような場合によく用いられる。

２　特　性　値

「特性値」とは、変量の大きさの小さい順に並べてとった、分位数及び分散係数のことである。

分位数を図示すれば、次のとおりである。

①　第１・十分位数‥‥‥‥‥‥‥‥‥１０等分し、低い方から最初の節のものの賃金。

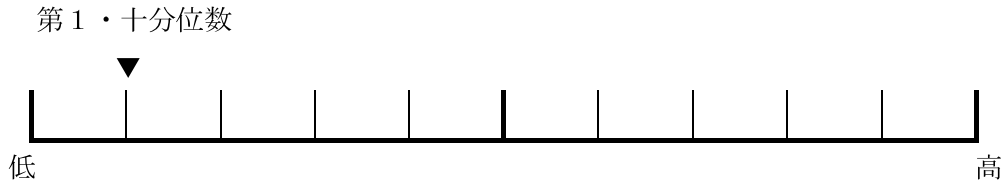

②　第９・十分位数‥‥‥‥‥‥‥‥‥１０等分し、高い方から最初の節のものの賃金。

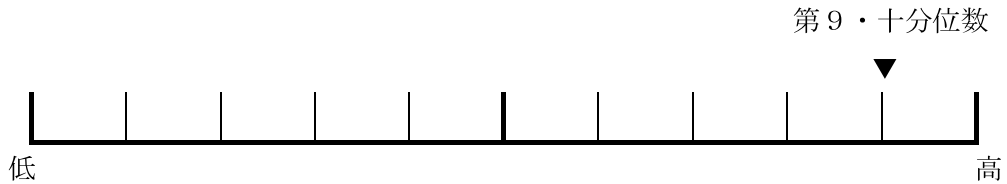

③　第１・四分位数‥‥‥‥‥‥‥‥‥４等分し、低い方から最初の節のものの賃金。

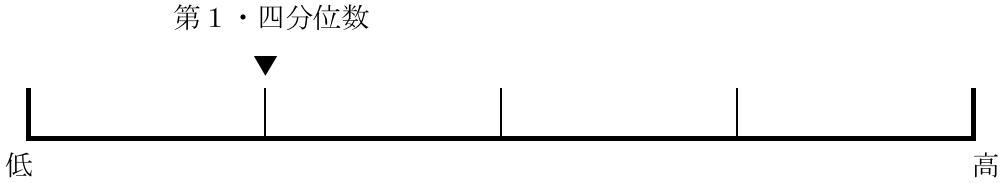

④　第３・四分位数‥‥‥‥‥‥‥‥‥４等分し、高い方から最初の節のものの賃金。

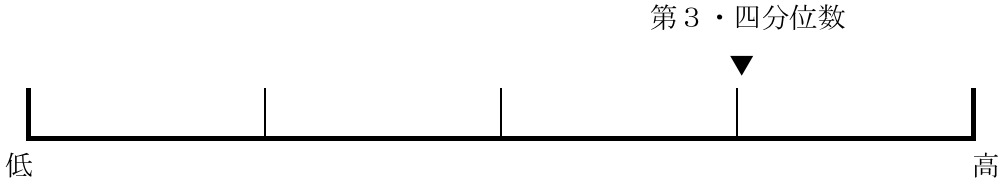

⑤　中位数‥‥‥‥‥‥‥‥‥２等分し、真ん中の節のものの賃金。

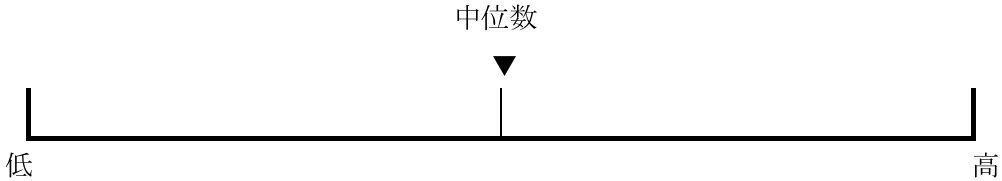

３　分 散 係 数

「分散係数」とは、下記の数式により計算された数をいい、数の小さいほど分布の広がり程度が小さいことを示す。

$$\text{四分位分散係数} = \frac{\text{第３・四分位数} - \text{第１・四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

令和４年度　秋田地方最低賃金審議会日程（案-１）目安伝達が８月３日となる場合

日時	審議会名	場所	主な議題
８月１日（月） 午後１時 30 分～	第２回 秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎 第１会議室（５階）	・生活保護と最低賃金について、令和４年度賃金改定状況調査の結果 ・賃金実態調査結果
同　上 午後２時 30 分頃～ （本審終了後）	第１回 秋田県最低賃金専門部会		・部会長及び部会長代理の選出 ・参考人意見聴取 ・基本的考え方、金額審議
８月３日（水） 午後３時 00 分～	第２回 秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎 第１会議室（５階）	・目安伝達 ・金額審議
８月５日（金） 午後１時 30 分～	第３回 秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎 第２会議室（５階）	・金額審議
同　上 午後３時 00 分頃～ （専門部会終了後）	第３回 秋田地方最低賃金審議会	第１会議室（５階）	・専門部会報告及び改正決定の答申について ・特定最低賃金改正決定の必要性の諮問
予備日 ８月８日（月） 午後１時 30 分～	第４回秋田県最低賃金専門部会、第４回秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎 第２会議室（５階） 第１会議室（５階）	＊８月５日答申がなかった場合 専門部会：金額審議 本審：専門部会報告及び改正決定の答申
８月２３日（火） 午前 10 時 00 分～	秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会	秋田合同庁舎 第２会議室（５階）	・特定最低賃金改定の必要性の有無について（８月５日答申がなかった場合、８月２４日へ変更）
同　上 午前 10 時 30 分頃～ （特別小委員会終了後）	第４回 秋田地方最低賃金審議会	第１会議室（５階）	・異議審（８月５日答申がなかった場合、８月２４日へ変更）

資料４

令和４年度　秋田地方最低賃金審議会日程（案-２）目安伝達が８月５日となる場合

日時	審議会名	場所	主な議題
８月１日（月） 午後１時 30 分～	第２回 秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎 第１会議室（５階）	・生活保護と最低賃金について、令和４年度賃金改定状況調査の結果 ・賃金実態調査結果
同　上 午後２時 30 分頃～ （本審終了後）	第１回 秋田県最低賃金専門部会		・部会長及び部会長代理の選出 ・参考人意見聴取 ・基本的考え方、金額審議
~~８月３日（水）~~ ~~午後３時 00 分～~~	~~第２回~~ ~~秋田県最低賃金専門部会~~	~~秋田合同庁舎~~ ~~第１会議室（５階）~~	~~・目安伝達~~ ~~・金額審議~~
８月５日（金） 午後１時 30 分～	第２回 秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎 第２会議室（５階）	・目安伝達 ・金額審議
~~同　上~~ ~~午後３時 00 分頃～~~ ~~（専門部会終了後）~~	~~第３回~~ ~~秋田地方最低賃金審議会~~	~~第１会議室（５階）~~	~~・専門部会報告及び改正決定の答申について~~ ~~・特定最低賃金改正決定の必要性の諮問~~
８月８日（月） 午後１時 30 分～	第３回 秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎 第２会議室（５階）	・金額審議
午後３時 00 分頃～ （専門部会終了後）	第３回 秋田地方最低賃金審議会	第１会議室（５階）	・専門部会報告及び改正決定の答申について ・特定最低賃金改正決定の必要性の諮問
８月２４日（水） 午前 10 時 00 分～	秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会	秋田合同庁舎 第１会議室（５階）	・特定最低賃金改定の必要性の有無について
同　上 午前 10 時 30 分頃～ （特別小委員会終了後）	第５回 秋田地方最低賃金審議会	第１会議室（５階）	・異議審

※８月８日に答申がなかった場合は、９日以降で専門部会を設定し、終了後本審開催。２４日も延期。

資料５

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書（写）

1　秋田県労働組合総連合（議長　越後屋　建一）・・・・・・・・・・・・・1

2　秋田県春闘共闘懇談会（代表委員　三浦　耐子）・・・・・・・・・・・5

3　秋田県地域一般労働組合（執行委員長　小笠原　猛）・・・・・・・・・8

4　日本自治体労働組合連合秋田県本部（中央執行委員長　笹代　孝徳）・11

5　秋田県公務公共一般労働組合（執行委員長　笹代　孝徳）・・・・・・15

6　秋田県医療労働組合連合会（執行委員長　三浦　耐子）・・・・・・・19

7　中通病院労働組合（執行委員長　髙村　美幸）・・・・・・・・・・・・22

8　秋田県高等学校教職員組合（執行委員長　大塚　久司）・・・・・・・25

9　全日本年金者組合秋田県本部（執行委員長　大坂谷　邦雄）・・・・・26

10　全日本建設交運一般労働組合秋田県本部（執行委員長　髙橋　正彦）・28

秋田地方 受 4年 7.14 付 最低賃金審議会

2022年7月14日

秋田地方最低賃金審議会
会 長 赤坂 薫 様

秋田県労働組合総連[redacted]
議 長 越後屋建一
〒010-0001 秋田市[redacted]-21 くらしと労働会館２階
電話 018－834－1808 ＦＡＸ018－834－1816

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

１．はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、秋田県労働組合総連合（略称：秋田県労連）としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額で30円引き上がり、822円となりました。貴審議会はじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

２．最低賃金の改善で生存権保障を

新型コロナウイルスの感染拡大は、中小企業・小規模零細企業を中心に大きな打撃を与えています。こうした中で雇用と賃金、くらし、経済の悪化が進行しています。

コロナの感染リスクのなかで奮闘している医療スタッフ、介護、保育で働くエッセンシャルワーカーのなかには最低賃金近傍で働く方も少なくありません。

いま、コロナ感染に加え、燃料及び原材料の高騰、諸物価高騰の下で、国民生活をまもり、日本経済の回復をすすめるためには、ＧＤＰの６割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の最低賃金は十分な金額であると言えるのでしょうか。審議会において最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大幅な引き上げを実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」（最低賃金法第１条）に資する水準に引き上げていただきたいと考えます。

3. 独立して生計を営める賃金水準を目指してください

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり822円です。ひと月173.8時間（一ヵ月の平均法定労働時間）働いたとすれば142,864円（端数四捨五入）です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは11～12万円程にしかなりません。労働基準法第１条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、

この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいいがたいと思います。

雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。家計を支える立場の労働者でも非正規雇用となっており、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス(一時金)がないか、あっても少額にとどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

4．地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,041円です。10年前の東京と秋田の格差は190円／時でしたが、現状は219円／時に広がっています。東京で働く労働者よりも2割以上も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

地域別最低賃金は官民問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。

5．中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。コロナ禍で十分な補償が行われないことで飲食・宿泊業を中心に雇用が失われるという事態になりましたが、最低賃金の引き上げと失業率には相関関係があるとは言えません。

また、労働運動総合研究所（労働総研）の調査によれば、最低賃金1500円へ引き上げるためには21.01兆円の原資が必要であるが、それによる国内総生産額が43.04兆円、付加価値額22.50兆円増え、税収も4.10兆円の増収につながると試算しており、最低賃金1500円への引上げは経済振興のうえでも重要です。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税10%増税の悪影響を受け、その直後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。今日の燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりはそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長くおかれ

ていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

6．最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

岸田内閣は「新しい資本主義」の実行計画で、最低賃金を2025年度にかけて「できる限り、早期に全国平均が1,000円以上となることを目指す」と明記されました。

秋田県労連は秋田県内の25市町村議会に「最低賃金の大幅引き上げ、格差解消、時間額1500円を展望し全国一律最賃制の実現を国に求める意見書採択」の陳情を行っています。その結果68%の議会で採択いただきました。

秋田県知事は政府に対し、最低賃金制度の改善とりわけABCDランクに区別しているランク制の見直し、地域間格差の是正、中小企業支援の拡充を重点要望として提出されました。

この夏の参議院議員選挙において多くの政党・候補者が、「時間額1500円の実現」をはじめ、最賃制度の改善を公約にかかげられました。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

中央最低賃金審議会に出された資料によると、2021年の秋田の地域別最低賃金の未満率は0.8%、影響率は18.1%（全国平均は1.7%と16.2%）で、影響率は全国平均より高くなっていますが、賃金が最低賃金を下回り法違反となっている事業所を示す未満率は、全国で一番低く抑えられています。この傾向は、ここ数年変わっていません。つまり、最低賃金を引き上げても事業所は、引き上げに十分対応できているということです。一方で今年の改定は、物価高騰の対応が焦点ですが、秋田県の消費者物価指数は対前年比で4.1%増（2022年5月、全国平均2.9%増）と全国で一番高く、県民の生活は全国一深刻と言えます。物価高騰の影響は、低所得者ほど重くのしかかります。秋田県で特段の最低賃金引き上げがなければ、県民の生活を支えることはできません。そうした現状が、一人当たり県民所得（2018年度）全国36位、標準生計費（2021年4月）46位、新規学卒者の所定内給与額（高卒）男性47位・女性42位と言う、秋田県の希望が見えない地域状況をつくり出してしまっています。行政の力でできる賃金引き上げは、最低賃金の引き上げが最も効果的です。いまこそ、秋田県での最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

最低賃金が大幅に引き上げられることで、労働者の購買力が上がり、地域の企業の活性化が図られます。秋田県が他県とは違うレベルの大幅引き上げを決断し、「最低賃金上げて地域活性化のパイオニア」となることを提案します。

今年の最低賃金の改定に向けて、秋田地方最低賃金審議会が積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める答申を出していただき、審議会としても政府に対し実効性のある中小企業支援策の

拡充を求めてくださることを切に要望いたします。

つきましては、2022年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏まえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1．最低賃金をすべての地域で早期に時間額1,000円以上とすることを目指し、本年度において大幅な引き上げを実現すること

2．全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること

3．最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以　上

秋田地方最低賃金審議会
受
4年 7.14
付

2022年7月14日

秋田地方最低賃金審議会
会　長　赤坂　薫　　様

秋田県春闘共闘懇談[redacted]
代表委員　三浦　耐[redacted]
〒010-0001　秋田市[redacted]-21　くらしと労働会館２階
電話018－834－1808　　ＦＡＸ018－834－1816

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

１．はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、秋田県春闘共闘懇談会（略称：秋田県春闘懇）としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額で30円引き上がり、822円となりました。貴審議会はじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

２．最低賃金の改善で生存権保障を

新型コロナウイルスの感染拡大は、中小企業・小規模零細企業を中心に大きな打撃を与えています。こうした中で雇用と賃金、くらし、経済の悪化が進行しています。

コロナの感染リスクのなかで奮闘している医療スタッフ、介護、保育で働くエッセンシャルワーカーのなかには最低賃金近傍で働く方も少なくありません。

いま、コロナ感染に加え、燃料及び原材料の高騰、諸物価高騰の下で、国民生活をまもり、日本経済の回復をすすめるためには、ＧＤＰの６割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の最低賃金は十分な金額であると言えるのでしょうか。審議会において最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大幅な引き上げを実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」（最低賃金法第１条）に資する水準に引き上げていただきたいと考えます。

3. 独立して生計を営める賃金水準を目指してください

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり822円です。ひと月173.8時間（一ヵ月の平均法定労働時間）働いたとすれば142,864円（端数四捨五入）です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは11～12万円程にしかなりません。労働基準法第１条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、

この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいいがたいと思います。

雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。家計を支える立場の労働者でも非正規雇用となっており、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス(一時金)がないか、あっても少額にとどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

4．地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,041円です。10年前の東京と秋田の格差は190円／時でしたが、現状は219円／時に広がっています。東京で働く労働者よりも2割以上も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

地域別最低賃金は官民問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。

5．中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。コロナ禍で十分な補償が行われないことで飲食・宿泊業を中心に雇用が失われるという事態になりましたが、最低賃金の引き上げと失業率には相関関係があるとは言えません。

また、労働運動総合研究所（労働総研）の調査によれば、最低賃金1500円へ引き上げるためには21.01兆円の原資が必要であるが、それによる国内総生産額が43.04兆円、付加価値額22.50兆円増え、税収も4.10兆円の増収につながると試算しており、最低賃金1500円への引上げは経済振興のうえでも重要です。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税10%増税の悪影響を受け、その直後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。今日の燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりはそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長くおかれ

ていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

６．最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

岸田内閣は「新しい資本主義」の実行計画で、最低賃金を2025年度にかけて「できる限り、早期に全国平均が1,000円以上となることを目指す」と明記されました。

私たちは、秋田県労連とともに秋田県内の25市町村議会に「最低賃金の大幅引き上げ、格差解消、時間額1500円を展望し全国一律最賃制の実現を国に求める意見書採択」の陳情を行いましたが、その結果68%の議会で採択いただきました。

秋田県知事は政府に対し、最低賃金制度の改善とりわけABCDランクに区別しているランク制の見直し、地域間格差の是正、中小企業支援の拡充を重点要望として提出されました。

この夏の参議院議員選挙において多くの政党・候補者が、「時間額1500円の実現」をはじめ、最賃制度の改善を公約にかかげられました。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

今年の最低賃金の改定に向けて、秋田地方最低賃金審議会が積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める答申を出していただき、審議会としても政府に対し実効性のある中小企業支援策の拡充を求めてくださることを切に要望いたします。

つきましては、2022年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏まえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

１．最低賃金をすべての地域で早期に時間額1,000円以上とすることを目指し、本年度において大幅な引き上げを実現すること

２．全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること

３．最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以　上

秋田地方 受 4年 7.14 付 最低賃金審議会

2022年7月14日

秋田地方最低賃金審議会
会 長 赤坂 薫 様

秋田県地域一般労働組[redacted]
執行委員長 小笠原[redacted]
〒010-0001 秋田市中[redacted]1 くらしと労働会館2階
電話018－834－1808 ＦＡＸ018－834－1816

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

1．はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、秋田県春闘共闘懇談会（略称：秋田県春闘懇）としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額で30円引き上がり、822円となりました。貴審議会はじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

2．最低賃金の改善で生存権保障を

新型コロナウイルスの感染拡大は、中小企業・小規模零細企業を中心に大きな打撃を与えています。こうした中で雇用と賃金、くらし、経済の悪化が進行しています。

コロナの感染リスクのなかで奮闘している医療スタッフ、介護、保育で働くエッセンシャルワーカーのなかには最低賃金近傍で働く方も少なくありません。

いま、コロナ感染に加え、燃料及び原材料の高騰、諸物価高騰の下で、国民生活をまもり、日本経済の回復をすすめるためには、ＧＤＰの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の最低賃金は十分な金額であると言えるのでしょうか。審議会において最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大幅な引き上げを実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」（最低賃金法第1条）に資する水準に引き上げていただきたいと考えます。

3. 独立して生計を営める賃金水準を目指してください

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり822円です。ひと月173.8時間（一ヵ月の平均法定労働時間）働いたとすれば142,864円（端数四捨五入）です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは11～12万円程にしかなりません。労働基準法第1条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、

この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいいがたいと思います。

雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。家計を支える立場の労働者でも非正規雇用となっており、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス(一時金)がないか、あっても少額にとどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

4．地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,041円です。10年前の東京と秋田の格差は190円／時でしたが、現状は219円／時に広がっています。東京で働く労働者よりも2割以上も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

地域別最低賃金は官民問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。

5．中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。コロナ禍で十分な補償が行われないことで飲食・宿泊業を中心に雇用が失われるという事態になりましたが、最低賃金の引き上げと失業率には相関関係があるとは言えません。

また、労働運動総合研究所（労働総研）の調査によれば、最低賃金1500円へ引き上げるためには21.01兆円の原資が必要であるが、それによる国内総生産額が43.04兆円、付加価値額22.50兆円増え、税収も4.10兆円の増収につながると試算しており、最低賃金1500円への引上げは経済振興のうえでも重要です。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税10%増税の悪影響を受け、その直後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。今日の燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりはそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長くおかれ

ていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

6．最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

岸田内閣は「新しい資本主義」の実行計画で、最低賃金を2025年度にかけて「できる限り、早期に全国平均が1,000円以上となることを目指す」と明記されました。

私たちは、秋田県労連とともに秋田県内の25市町村議会に「最低賃金の大幅引き上げ、格差解消、時間額1500円を展望し全国一律最賃制の実現を国に求める意見書採択」の陳情を行いましたが、その結果68%の議会で採択いただきました。

秋田県知事は政府に対し、最低賃金制度の改善とりわけABCDランクに区別しているランク制の見直し、地域間格差の是正、中小企業支援の拡充を重点要望として提出されました。

この夏の参議院議員選挙において多くの政党・候補者が、「時間額1500円の実現」をはじめ、最賃制度の改善を公約にかかげられました。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

今年の最低賃金の改定に向けて、秋田地方最低賃金審議会が積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める答申を出していただき、審議会としても政府に対し実効性のある中小企業支援策の拡充を求めてくださることを切に要望いたします。

つきましては、2022年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏まえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1．最低賃金をすべての地域で早期に時間額1,000円以上とすることを目指し、本年度において大幅な引き上げを実現すること

2．全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること

3．最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以　上

秋田地方最低賃金審議会
受
4年 7.14
付

2022年7月14日

秋田地方最低賃金審議会
会 長 赤坂 薫 様

日本自治体労働組合連合秋田県本部
中央執行委員長 笹代 孝徳
〒013-0022 横手市四日町4-30
電話0182－33－3895 ＦＡＸ0182－33－6870

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

1．はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、日本自治体労働組合連合秋田県本部（略称：自治労連秋田県本部）としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額で30円引き上がり、822円となりました。貴審議会はじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

2．最低賃金の改善で生存権保障を

新型コロナウイルスの感染拡大は、中小企業・小規模零細企業を中心に大きな打撃を与えています。こうした中で雇用と賃金、くらし、経済の悪化が進行しています。

コロナの感染リスクのなかで奮闘している医療スタッフ、介護、保育で働くエッセンシャルワーカーのなかには最低賃金近傍で働く方も少なくありません。

いま、コロナ感染に加え、燃料及び原材料の高騰、諸物価高騰の下で、国民生活をまもり、日本経済の回復をすすめるためには、ＧＤＰの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。人間らしく暮らせるように、このコロナ危機の今こそ賃金底上げが必要です。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の最低賃金は十分な金額であると言えるのでしょうか。審議会において最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大幅な引き上げを実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」（最低賃金法第1条）に資する水準に引き上げていただきたいと考えます。

3. 独立して生計を営める賃金水準を目指してください

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり 822 円です。ひと月 173.8 時間（一ヵ月の平均法定労働時間）働いたとすれば 142,864 円（端数四捨五入）です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは 11～12 万円程にしかなりません。労働基準法第 1 条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいいがたいと思います。

雇用労働者の 4 割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。家計を支える立場の労働者でも非正規雇用となっており、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス（一時金）がないか、あっても少額にとどまります。

また、一般職国家公務員高卒初任給を時間給に換算すると 897 円であり、一部の地域別最賃を下回っています。自治体においても高卒初任給が最賃の水準であり、会計年度任用職員をはじめとする非正規公務員の多くも最賃に近い水準で働いています。最賃の引き上げで若年公務員や非正規公務員の賃金改善を実現するべきです。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

4．地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額 1,041 円です。10 年前の東京と秋田の格差は 190 円／時でしたが、現状は 219 円／時に広がっています。東京で働く労働者よりも 2 割以上も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

地域別最低賃金は官民問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に 24 万円、月 150 時間の労働時間で換算すると時給 1500 円以上必要との結果が出されています。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。

5．中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低

賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。コロナ禍で十分な補償が行われないことで飲食・宿泊業を中心に雇用が失われるという事態になりましたが、最低賃金の引き上げと失業率には相関関係があるとは言えません。

また、労働運動総合研究所（労働総研）の調査によれば、最低賃金1500円へ引き上げるためには21.01兆円の原資が必要であるが、それによる国内総生産額が43.04兆円、付加価値額22.50兆円増え、税収も4.10兆円の増収につながると試算しており、最低賃金1500円への引上げは経済振興のうえでも重要です。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税10%増税の悪影響を受け、その直後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。今日の燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりはそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

６．最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

岸田内閣は「新しい資本主義」の実行計画で、最低賃金を2025年度にかけて「できる限り、早期に全国平均が1,000円以上となることを目指す」と明記されました。

秋田県労連は秋田県内の25市町村議会に「最低賃金の大幅引き上げ、格差解消、時間額1500円を展望し全国一律最賃制の実現を国に求める意見書採択」の陳情を行っています。その結果68%の議会で採択いただきました。

秋田県知事は政府に対し、最低賃金制度の改善とりわけABCDランクに区別しているランク制の見直し、地域間格差の是正、中小企業支援の拡充を重点要望として提出されました。

この夏の参議院議員選挙において多くの政党・候補者が、「時間額1500円の実現」をはじめ、最賃制度の改善を公約にかかげられました。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

今年の最低賃金の改定に向けて、秋田地方最低賃金審議会が積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める答申を出していただき、審議会としても政府に対し実効性のある中小企業支援策の拡充を求めてくださることを切に要望いたします。

つきましては、2022年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏まえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1．最低賃金をすべての地域で早期に時間額1,000円以上とすることを目指し、本年度において大幅な引き上げを実現すること

2．全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること

3．最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以　上

秋田地方
受
4年 7.14
付
最低賃金審議会

2022年7月14日

秋田地方最低賃金審議会
会　長　赤坂　薫　　様

秋田県公務公共一般労働組合
執行委員長　笹代　孝徳
〒013-0022　横手市四日町4－30
電話0182－33－6906　　ＦＡＸ0182－33－6870

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

１．はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、秋田県公務公共一般労働組合としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額で30円引き上がり、822円となりました。貴審議会はじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

２．最低賃金の改善で生存権保障を

新型コロナウイルスの感染拡大は、中小企業・小規模零細企業を中心に大きな打撃を与えています。こうした中で雇用と賃金、くらし、経済の悪化が進行しています。

コロナの感染リスクのなかで奮闘している医療スタッフ、介護、保育で働くエッセンシャルワーカーのなかには最低賃金近傍で働く方も少なくありません。

いま、コロナ感染に加え、燃料及び原材料の高騰、諸物価高騰の下で、国民生活をまもり、日本経済の回復をすすめるためには、ＧＤＰの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。人間らしく暮らせるように、このコロナ危機の今こそ賃金底上げが必要です。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の最低賃金は十分な金額であると言えるのでしょうか。審議会において最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大幅な引き上げを実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」（最低賃金法第1条）に資する水準に引き上げていただきたいと考えます。

3. 独立して生計を営める賃金水準を目指してください

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり 822 円です。ひと月 173.8 時間（一ヵ月の平均法定労働時間）働いたとすれば 142,864 円（端数四捨五入）です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは 11～12 万円程にしかなりません。労働基準法第 1 条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいいがたいと思います。

雇用労働者の 4 割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。家計を支える立場の労働者でも非正規雇用となっており、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス（一時金）がないか、あっても少額にとどまります。

また、一般職国家公務員高卒初任給を時間給に換算すると 897 円であり、一部の地域別最賃を下回っています。自治体においても高卒初任給が最賃の水準であり、会計年度任用職員をはじめとする非正規公務員の多くも最賃に近い水準で働いています。最賃の引き上げで若年公務員や非正規公務員の賃金改善を実現するべきです。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

4．地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額 1,041 円です。10 年前の東京と秋田の格差は 190 円／時でしたが、現状は 219 円／時に広がっています。東京で働く労働者よりも 2 割以上も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

地域別最低賃金は官民問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に 24 万円、月 150 時間の労働時間で換算すると時給 1500 円以上必要との結果が出されています。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。

5．中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低

賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。コロナ禍で十分な補償が行われないことで飲食・宿泊業を中心に雇用が失われるという事態になりましたが、最低賃金の引き上げと失業率には相関関係があるとは言えません。

また、労働運動総合研究所（労働総研）の調査によれば、最低賃金1500円へ引き上げるためには21.01兆円の原資が必要であるが、それによる国内総生産額が43.04兆円、付加価値額22.50兆円増え、税収も4.10兆円の増収につながると試算しており、最低賃金1500円への引上げは経済振興のうえでも重要です。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税10%増税の悪影響を受け、その直後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。今日の燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりはそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

６．最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

岸田内閣は「新しい資本主義」の実行計画で、最低賃金を2025年度にかけて「できる限り、早期に全国平均が1,000円以上となることを目指す」と明記されました。

秋田県労連は秋田県内の25市町村議会に「最低賃金の大幅引き上げ、格差解消、時間額1500円を展望し全国一律最賃制の実現を国に求める意見書採択」の陳情を行っています。その結果68%の議会で採択いただきました。

秋田県知事は政府に対し、最低賃金制度の改善とりわけABCDランクに区別しているランク制の見直し、地域間格差の是正、中小企業支援の拡充を重点要望として提出されました。

この夏の参議院議員選挙において多くの政党・候補者が、「時間額1500円の実現」をはじめ、最賃制度の改善を公約にかかげられました。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

今年の最低賃金の改定に向けて、秋田地方最低賃金審議会が積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める答申を出していただき、審議会としても政府に対し実効性のある中小企業支援策の拡充を求めてくださることを切に要望いたします。

つきましては、2022年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏まえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1．最低賃金をすべての地域で早期に時間額1,000円以上とすることを目指し、本年度において大幅な引き上げを実現すること

2．全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること

3．最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以　上

秋田地方最低賃金審議会
会　長　赤坂　薫　　様

秋田地方 受 4年 7.14 付 最低賃金審議会

２０２２年７月１３日

秋田県医療労働組[redacted]
執行委員長　[redacted]
〒010-0001　秋田市中通６丁目１番５６－５号
TEL:018－835－6353　　FAX:018－832-0203

秋田地方最低賃金改正の審議に当たっての意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、秋田県医療労働組合連合会（略称：秋田県医労連）としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額30円引き上がり、822円となりました。貴審議会はじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

さて、医療・介護現場では、看護師はじめ国家資格等のライセンスをもつ労働者が多数います。非常に低い賃金水準におさえられ、厚生労働省の2021年度賃金構造基本統計調査によれば、看護師と教員の所定内賃金を比較すると看護師は117,500円低い実態にあり、更に介護職所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で76,960円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。仕事にみあわない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大変大きな格差が存在しており、納得できません。

コロナ禍が2年以上続くなか、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合って、奮闘が続けられています。しかし、医療・介護への十分な補償も補填もないため、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であらわれました。この間、不十分ながらも政府に緊急包括支援交付金や処遇改善事業などの制度で若干の対応が行われましたが、現場の奮闘に見合う賃金改善には至っていません。コロナ禍が長引くことで、医療・介護事業所の経営も悪化し、そこではたらく労働者の心身の疲弊も極限に達している中、このような低賃金状態を放置したままでは、

国民の要求に応える医療と看護、介護の提供は、到底、困難といわなければなりません。 さらに、医療・福祉産業に従事する労働者は800万人超とされていますが、非正規雇用労働者が増加しているのが特徴です。医療の施設では3割以上が、介護施設では5割以上、在宅介護に関しては約9割が非正規雇用労働者です。

補償制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による自粛により、雇用が脅かされ、収入が激減した非正規雇用労働者のくらしを直撃しています。人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。

つきましては、2022年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏まえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1．早期に全国加重平均 1，０００ 円以上とすることを目指し、秋田県でも本年度において大幅な引き上げを実現すること

2．全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること

3．最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。同時に、物価の高騰やコロナ禍で特にダメージの大きい飲食サービスや宿泊業などへの特別の支援策を講じること。

以　上

＜参考＞

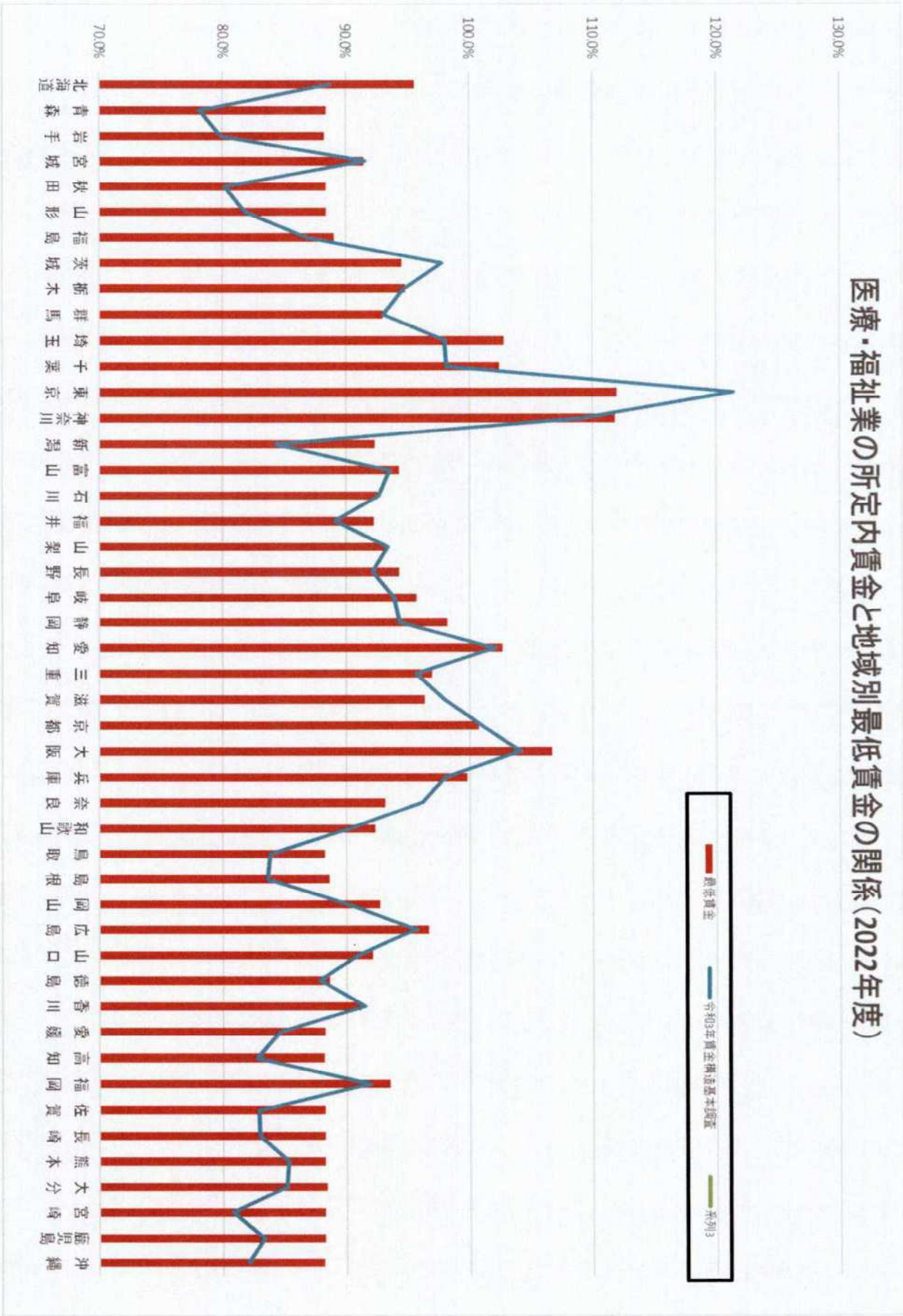
医療・福祉業の所定内賃金と地域別最低賃金の関係（2022年度）
最低賃金
令和3年賃金構造基本調査
系列3
130.0%
120.0%
110.0%
100.0%
90.0%
80.0%
70.0%
北海道
青森
岩手
宮城
秋田
山形
福島
茨城
栃木
群馬
埼玉
千葉
東京
神奈川
新潟
富山
石川
福井
山梨
長野
岐阜
静岡
愛知
三重
滋賀
京都
大阪
兵庫
奈良
和歌山
鳥取
島根
岡山
広島
山口
徳島
香川
愛媛
高知
福岡
佐賀
長崎
熊本
大分
宮崎
鹿児島
沖縄

2022年7月14日

秋田地方最低賃金審議会
会　長　赤坂　薫様

秋田地方 受 4年 7.14 付 最低賃金審議会

中通病院労[redacted]
執行委員長　髙[redacted]
〒010-0001　秋田市中通6丁目1番5[redacted]
電話018-833-7937
FAX018-832-0203

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、中通病院労働組合としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額が822円となりました。貴審議会はじめ関係各位のご尽力に敬意を表するものです。賃金はそれによって自立して生計が営めるものでなくてはなりません。憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができる賃金の実現めざし、今年も精力的な審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

昨年の秋田の答申額822円は、一昨年の792円から30円引き上げられました。秋田は全国2番目の引き上げ額となり、東北最下位、全国最下位を脱出することができました。昨年答申された全国の状況を見れば、人口を加味した全国加重平均で28円引上げ、902円から930円になりました。賃金の地域間格差を縮小する機運の高まりを受けて全国で28円以上引き上げましたが、全国答申額の結果をみれば最高額は変わらず東京の1,041円、最低額は2県が820円、秋田県は全国最下位は免れましたがまだまだ低い状況で東京都と比べ219円もの差があります。これでは、秋田から若者の人材流出を止める事はできず、秋田県が最重要課題として取組んでいる、少子化、人口減少問題等を解決していく上でも大きな障害となり、秋田の状況はますます悪化するばかりと思います。

いま、コロナ禍や世界情勢が不安定な状況で燃料及び原材料の高騰、諸物価高騰の下で、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高め、地域経済の好循環を生み出していくためには最低賃金の引き上げが必要です。

現在の最賃822円を秋田県毎月勤労統計2022年4月総実労働時間149.0時間、年間1788時間で単純計算をすると、月額122,478円、年額1,469,736円となります。はたして本当にこの金額で生活ができるでしょうか。「秋田で働き、結婚して子育てをして、生活し続ける」ということには到底及ばない金額です。現在の地域間格差のままでは、秋田の若者が展望を持って地元で働くことができません。2021年人口動態統計から、秋田県は今回も残念ながら婚姻率・出生率が全国最下位という、若者に展望・未来のない状況が続いています。賃金が低いことで婚姻や出生に展望がもてない社会になっています。

日本の最低賃金は非常に低く、フルタイムで働いても必要生計費に遠く及びません。しかも、47都道府

県すべてをA～Dのランク分けすることによって地域間格差が年々拡大しています。また、医療・福祉の所定内賃金（厚労省「賃金構造基本統計調査」）と地域別最低賃金は明確に相関しており、地域別最低賃金の格差が反映しています。A～D のランク分けをなくし、「全国一律最低賃金制」で、格差の是正・賃金底上げをはかることは、医療・介護労働者全体の賃金改善につながります。また、社会保障負担の軽減を求める運動とともに最低賃金の引き上げは生活保護基準とも連動することから、全国一律の最低賃金は、ナショナルミニマムとしての「国民生活の最低保障」を確立する大きな一歩ともなり、「格差と貧困」の解消に結び付けるにも重要です。私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって格差が存在することには納得できません。

岸田内閣は、「できるだけ早期に全国平均 1,000 円以上」とする目標を掲げ、引き上げるため環境整備につとめるとの方針を明らかにしています。海外では春から夏にかけて、最低賃金（時給）が次々引き上げられています。先に行われた参議院選挙各政党の公約などでも、自公政権は加重平均 1,000 円以上、各野党は全国一律 1,500 円以上、段階的に 1,500 円以上等と最低賃金引き上げに前向きです。しかし、大幅に引上げるためには、政府として中小企業支援も大胆に行わなければならないと思います。今年 2 月から岸田首相肝いりのエッセンシャルワーカー（看護師、介護職、保育士、幼稚園教諭等）の賃上げが実施されています。不十分な内容もありますが、政府が直接支援して実効されています。最低賃金は全労働者に関わるものです。よって大幅に引上げを実現するためには、政府の中小企業に対する大きな支援が必要となります。審議会としても国に対しての要望を強くお願いします。

また、昨年の秋田県の最低賃金が 822 円と引き上がった事により、当職場の臨時職員の時給も引き上がり最低額が 830 円となりました。残念ながら最賃に張り付いている実態です。正規職員と臨時職員とでは大きな格差があります。労使交渉で毎年一定の改善はされているものの、やはり基本となる最低賃金が大幅に引き上がらなければ格差は解消できません。

新型コロナウィルス感染拡大は未だ収束せず、3 年目に入っています。医療・介護の現場では、コロナ禍が長引くことで、経営も悪化し、そこで働く労働者の心身の疲弊も極限に達しています。もともと基礎体力が弱い日本の医療・介護経営の実態に、コロナ禍に伴う収益の大幅な減少が押し寄せ、全国の数多くの医療機関が経営破綻の危機に立たされています。早急な国の思い切った支援が必要です。そのためにも今回の最低賃金の改定は大幅な引き上げを実現し、独立して生計を営める賃金水準に引き上げていただきたいと考えます。

2022 年の地域別最低賃金改定にあたり、秋田の若者が地元で働き、結婚して生活し続ける事ができ、そして将来展望につなげていく事ができるよう、十分なご審議をお願いします。また、秋田地方最低賃金審議会として最大限独自性を発揮して頂き、地域間格差を縮小していくためにご審議頂くよう重ねてお願い申し上げます。

つきましては、2022 年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏まえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1．最低賃金をすべての地域で早期に時間額 1,000 円以上とすることを目指し、本年度において大幅な引き上げを実現すること

2．全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること

3．最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以　上

秋田地方最低賃金審議会
受
4年 7.14
付

秋高組発 第21号
2022年7月13日

秋田地方最低賃金審議会
会長　赤坂　薫　　様

秋田県高等学校教職員組合　執行委員長　　大塚　[redacted]
〒010-0951 秋田市山王4丁目4-14 秋田県教育会館[redacted]
TEL：018-824-1667　FAX：018-863-0493
E-mail：akita-ko@jasmine.ocn.ne.jp

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

新型コロナウイルスの影響が継続している中、雇用と賃金、くらし、経済の悪化がみられます。加えて、あらゆる物価が高騰を見せはじめ、日々の生活そのものへの不安が大きくなっています。誰もが「健康的で文化的な最低限度の生活を営む」ことができ、その「生活の安定」のために、労働者の賃金・雇用を改善することが求められています。

秋田県教育委員会が発表した 2022 年 3 月高校卒業者の就職決定状況によると、県内就職の割合は75.3%（前年比＋2.8ポイント）であり、地元志向の高まりが引き続いていることがわかります。しかしながら報道によりますと、秋田県の高校生向け求人票に基づき算出した秋田県の新規高卒者平均賃金は、全都道府県中最下位であることがわかりました。秋田県として人口減少、人口流出を押しとどめる施策を行うのであれば、こうした地域間格差を是正していくことが必要です。

つきましては、2022年度の地域別最低賃金の改定にあたり、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1　最低賃金をすべての地域で早期に時間額1,000円以上とすることをめざし、本年度において大幅な引上げを実現すること
2　全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること
3　最低賃金引上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること

以上

秋田地方最低賃金審議会
受
4年 7.14
付

2022年7月14日

秋田地方最低賃金審議会
会　長　赤坂　薫　　様

全日本年金者組合秋田県本部
執行委員長　大坂谷　邦雄
〒010-0001　秋田市中通7丁目2-21　くらしと労働会館4階
電話018－833－5456　　ＦＡＸ018－833－5456

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

退職後の老後の生活を支える年金は、現役時代の賃金にもとづいて比例報酬部分が支給されます。働いていた時の賃金額が、年金支給額に反映することから、最低賃金の大幅な引き上げを求めます。

秋田県は、3人に一人が65歳以上、郡部になると3人に2人の全国有数の高齢県ですが，秋田県の国民年金支給額、厚生年金支給額、最低賃金などの経済指標は全国の下位です。

年金支給額は、現役時代の賃金に基づいて支払われた掛け金によって算出されます。秋田県民の年金額が低いのは、賃金が低いからです。最低賃金が全国と比較し低い県で働けば、年金支給額も低く、死ぬまで「低収入」という理不尽な状況に置かれるのです。

低い年金で暮らしている人の生活を紹介します。

県北部の能代市での、生活保護費以下の生活を紹介します。

80歳のＢさんは、夫と息子の3人暮らしですが、息子は失業中で無収入です。70歳の夫の年金、月11万円から、家賃、光熱水道料などを払い、糖尿病の病院代を払った後のわずかな金額が自由になるお金です。魚や肉などめったに口にすることはなく、下着でさえ買うのに躊躇しているとのことでした。

60代のＤさんは、建築業を営んでいましたが、膝のケガと糖尿病で働けなくなり無収入になりました。96歳の父親の40万円の年金と90歳の母親の110万円の年金、合わせた 150万円が一家の年収です。両親の介護施設の入所費として月12万円を払えば、ほとんど現金収入がない生活です。現在は預金を取り崩して生活していますが、間もなく蓄えはゼロになります。

最低生活を保障しない現在の年金制度にも問題はありますが、現役時代の賃金が反映する限り、地域最賃の引き上げは重要です。

日本が速いスピードで高齢化している事とともに、高齢者単独世帯が増えています。高齢者単独世帯の比率は、男性は 8 人に 1 人で 204.6 万世帯に対し、女性は 5 人に 1 人、422.8 万世帯です。2019 年の厚生労働省の調査によれば、年金収入が収入の 100%という世帯が 54.1%、80%以上が 66,1%と、高齢者は年金で生活しています。

すべての労働者が年金生活者になります。地域最賃が老後の生活を左右することからも

時給 1000 円以上の地域最賃は譲れない額です。また、老後を都会に出た子供と同居することになると秋田で働いていただけで最低賃金を反映した低い年金であるのは理不尽です。全国一律の最低賃金制の実現、時給 1500 円以上の 8 時間働いて暮らせる賃金となる最低賃金とすることを強く求めます。

以 上

秋田地方 受 4年 7.14 付 最低賃金審議会

2022年7月14日

秋田地方最低賃金審議会
会長　赤坂　薫　様

〒010-0976　秋田市八橋南1-2-29
TEL018-823-7748　Fax018-82[redacted]
全日本建設交運一般労働組合秋田[redacted]
執行委員長　高[redacted]

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

秋田地方最低賃金審議会が本年度の最低賃金改正の審議を始めるにあたり、意見書を提出いたします。

記

【意見書の内容】

1. 最低賃金をすべての地域で早期に時間額1,000円以上とすることを目指し、本年度において大幅な引き上げを実現すること。

2. 全国一律最低賃金制度を展望し、地域間の最低賃金格差を大幅に縮小すること。

3. 最低賃金引き上げへの理解が得られるよう、「政府の責任において中小零細企業の経営支援を抜本的に強化すること」を審議会の意見として表明すること。

【意見書の理由】

日本国憲法は第25条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、最低賃金法は第1条の目的で「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」としています。現在の秋田地方最低賃金は、時間額822円です。この額は、自立して子育てができ、労働力の再生産を保障できる生計費水準には程遠い状況です。憲法の求める「人間らしい生活」を達成するために、大幅な引き上げが必要です。

日本の最低賃金には、3つの大きな問題があります。1つは低すぎて自立して生活できないこと、2つ目は地域別で格差が広がっていること、3つ目は中小零細企業支援がきわめて脆弱であることです。

最低賃金の地域間格差をみると、秋田県（時間額822円）ともっとも高い東京都（時間額1,041円）を比べると、格差が依然として時間額で219円あります。地域間格差が縮まらないことなどから、最低賃金の低い地域から若者などの労働力が流出し、人口減少の大きな要因となっています。現行のA～Dランクの枠内で最低賃金の引き上げを検討する考えを改めない限り、この傾向は強まるばかりです。

全労連と25都道府県の地方組織を構成する45,000人を超える方々が協力した「最低生計費試算調査」によれば、一人の若い労働者が人間らしく自立して暮らすには全国どこでも月額24万円、時間額1,500円以上が必要であること、都市部と地方での最低生計費の差はほとんどないことが明らかになりました。

中小零細企業の多くは大企業の下請であり、指値や買いたたきなどによって不公平な取引にさらされていて、経営的にきびしい状況にあります。中小零細企業が安心して最低賃金引き上げに対応できるよう政府予算を大幅に引き上げて、社会保険料の事業主負担を減免するなどの抜本的支援策が求められています。

資料６

２０２２年（令和４年）６月２４日

秋田地方最低賃金審議会長　様

秋田弁護士会
会長　　松　　本　　和　[redacted]

会長声明の送付について

当会は、常議員会の議を経て、本日、下記会長声明を発表しましたので、送付申し上げます。

記

最低賃金の大幅な引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

秋田地方最低賃金審議会
受付
4年 6.28

最低賃金の大幅な引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

1　現在の秋田県の地域別最低賃金は、1時間８２２円（２０２１年１０月１日効力発生）であるが、この金額では、１日８時間、月に２２日間働いた場合、賃金は1か月で１４万４６７２円、年間でも１７３万６０６４円にしかならない。

我が国の最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資することを目的としている（最低賃金法１条）。

最低賃金を決める上で重要な要素は労働者の生計費（生活のために必要な費用）であるが、最近の調査によれば、単身の若者の最低生計費の維持に必要な賃金は時給１５００円程度であるとされている。したがって、上記の最低賃金の水準は労働者の生計費に対して絶対的に不足している。

最低賃金制度をセーフティーネットとして実効的に機能させるためには、最低賃金の大幅な引上げが急務である。

2　秋田県の地域別最低賃金は、前年から３０円の引上げとなったものの、依然として全国加重平均である１時間９３０円を大きく下回っており、地域間格差の是正には全く至っていない。

最近の調査結果によれば、地方では、都市部に比べ住居費は低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されることから自家用車の保有が余儀なくされるため、地方と都市部の最低生計費には地域間格差がほとんど存在しないことが判明している。したがって、地域間での最低生計費の差を前提とした地域別最低賃金制度はその立法事実を欠いていると言わざるを得ない。

また、秋田県のレポートによれば、秋田県は２０４０年には全産業合計で約１１万人の労働力不足に陥るとの推測がなされており、同県が本年３月に策定した「新秋田元気創造プラン」でも、賃金水準格差は人口の社会増減に直結する要因と指摘されている。

このように、地方において、生産年齢人口の流出を防ぎ、企業の人材を確保し発展させていくためにも、最低賃金の地域間格差を是正することが必要である。

諸外国と比較しても、地域別最低賃金制度を導入している国は稀であり、イギリスでは１９９９年に廃止されたが、地方企業の倒産や失業者の増加といった問題は特段発生しなかった。

政府は地域間賃金格差を早急に是正するために、地域別最低賃金制度の存在意義から根本的に見直すべきである。

3　一方で、コロナ禍における経済停滞の長期化、ロシアのウクライナ侵攻や円安の影響等による原材料コストの増加等により企業の経営状態が悪化する中で、企業の存続のため最低賃金引上げの凍結を求める意見もなお強い。

しかし、欧米をはじめとする諸外国では、コロナ禍でも最低賃金の引上げを実現しており、我が国においてそれが不可能である理由はない。

そして、企業が最低賃金の引上げに対応できるようにするために、新型コロナウイルス感染症拡大によりなお影響を受けている企業への支援、税金や社会保険料の減免措置、貸付返済の猶予期間延長のほか、最低賃金引上げに伴う中小企業への支援策である「業務改善助成金」制度の抜本的な改革が必要である。

4　以上より、当会は、労働者の健康で文化的な生活の確保を実現するとともに秋田県の地域経済の健全な発展を持続させるため、秋田地方最低賃金審議会に対し秋田県の地域別最低賃金の大幅な引上げを答申することを求めるとともに、中央最低賃金審議会に対し地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金の引上げを答申することを求めるものである。

２０２２年（令和４年）６月２４日

秋田弁護士会

会長　松　本　和[redacted]

秋田地方最低賃金審議会
受付
4年 6.28

資料７

秋田地方最低賃金審議会
秋田県最低賃金専門部会委員名簿

＊50音順

区　分	氏　　名	現　　職
公益代表	赤坂（あかさか）　薫（かおる）	弁護士
	臼木（うすき）　智昭（ともあき）	秋田大学　教授
	長岐（ながき）　和行（かずゆき）	弁護士
労働者代表	井上（いのうえ）　正克（まさかつ）	UAゼンセン　秋田県支部長
	後藤（ごとう）　正文（まさふみ）	JAM秋田　事務局長
	佐藤（さとう）　伸幸（しんゆき）	連合秋田　組織部長
使用者代表	小野（おの）　秀人（ひでと）	(一社)秋田県経営者協会　専務理事
	時田（ときた）　祐司（ゆうじ）	時田電機工業(株)　代表取締役社長
	堀江（ほりえ）　重久（じゅうきゅう）	(株)ホリエ　代表取締役
任　　期		令和4年7月19日　～　専門部会廃止まで